

会議	決算特別委員会会議録											
日時	令和6年9月12日（木曜日） 開会 午前 9時00分 閉会 午後 3時55分											
場所	幸田町議会議事堂											
出席委員	1番 藤本和美君 2番 吉本智明君 3番 野坂純子君 4番 松本忠明君 5番 長谷川進君 6番 岩本知帆君 7番 田境毅君 8番 石原昇君 9番 都築幸夫君 10番 黒木一君 11番 <small>副議長</small> 廣野房男君 12番 稲吉照夫君 13番 笹野康男君 14番 丸山千代子君 15番 (委員長) 鈴木久夫君  (15名)											
欠席委員	なし											
説明のため会議に出席した者	町長 成瀬 敦 企画部長 内瀬 守 住民こども部長 三浦 正義 参事(健康保健担当) 金澤 徳 建設部長 鳥居 順久 住民こども部次長兼住民課長 野澤 一芳 環境経済部次長兼環境課長 近藤 伸繁 上下水道部次長 山崎 二郎 こども課長 鈴木 雅也 福祉課長 横田 隆之 産業振興課長 春日井 幸弘 区画整理課長 杉田 敦俊 下水道課長 鳥居 正和  副町長 大竹 広行 総務部長 大林 広保 健康福祉部長 山本 晴彦 環境経済部長 大熊 隆一 上下水道部長 斎藤 啓彦 健康福祉部次長兼健康課長 相川 啓彦 建設部次長兼土木課長 谷川 啓彦 振り仮名担当課長 夏目 啓彦 保険医療課長 築田 慎子 SDGs・ゼロカーボン推進担当課長 田中 啓子 都市計画課長 田中 慎子 水道課長 小林 聖太郎 保険医療課長 築田 太郎 都市計画課長 田中 広行 水道課長 小林 行男  (25名)											
議会事務局職員	事務局長 大須賀 龍二											

会議に付した 案 件	認定第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号 令和5度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
	認定第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について

委員長 皆さん、おはようございます。  
早朝より、御審議御苦労さます。  
これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

---

委員長 ただいまから、本委員会に付託された案件の審議を行います。  
認定議案第1号から認定議案第8号までの8件を一括議題といたします。  
本会議で説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。  
本日は、福祉産業建設常任委員会の所管に係る質疑のみを3部制の入れ替え方式で行います。  
認定議案第1号の質疑を行います。終了後に入れ替えを行い、環境経済部、建設部、下水道課所管の認定議案第1号の質疑を行います。  
終了後に再度入れ替えを行い、認定議案第3号から認定議案第8号までの質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。  
それでは、質疑を行います。  
まず、認定議案第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についての住民こども部および健康福祉部の所管における歳入歳出についての質疑を許します。  
9番、都築君。

9番都築幸夫君 皆さん、おはようございます。

質問をさせていただきます。議案説明会資料18ページでありますけれども、長嶺北部地区福祉医療ゾーンの開発事業について質問させていただきます。

まず、長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発事業の進捗状況についてお伺いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 長嶺北部地区福祉医療ゾーンの関係でございます。令和5年度におきましては、まず用地の買収というところを中心にやらさせていただきました。73筆、37人、約5万平メートルの取得を完了したところであります。

また、造成の実施設計を始めさせていただきまして、介護老人保健施設事業者の応募ということを実施させていただきました。令和5年度、まず順番に言いますと老健の事業者の公募をさせていただきましたが、現在、応募なしというところで、現在、募集要件を見直して再度検討しておるところですけれども、再募集には至っていない状況であります。

それから、造成の実施設計ですけれども、繰越明許ということで令和6年度でも事業を続けさせていただいております。道路整備に関する部分を含めた造成計画の変更を進めているところでございます。

それから、障がい者支援施設愛厚藤川の里の移転というところでありますけれども、こちらにつきましても、開発に関する手続とスケジュールの部分で愛知県厚生事業団と協議中でございます。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 よく分かりました。

昨年度に用地取得を完了できたということありますけれども、造成設計業務での開発許可権者との意見調整を進める中で、今説明がございましたけれども、造成計画の変更に対応する必要が生じたということあります。どのような内容なのか説明をお願いいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらの造成計画の変更というところでございますけれども、今のところ進捗の中で開発に関するところで、開発許可権者となる愛知県と調整のほうもさせていただいております。今年の事業を進める中で、老健の事業者がまだ決定していないこと。それから、先ほども申し上げました当初の実施設計。こちらの完了が繰り越しているということから今年度末になるということで、老朽化が進んでおります愛厚藤川の里。こちらのほうが早く移転というところの計画もしておりますので、先に先行して実施するということを提案させていただきまして、次の許可開発申請というところになりますけれども、こちらの手続について協議を進めさせていただいております。それを進める中でこの開発地区内と地区外の道路設計を進める中で、愛知県から開発手法それぞれの施設に造成をするのではなく、一体的に造成していく旨の提案もいただいておりますので、その部分で対応させていただいております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。それぞれの施設の造成ではなくて、一体的に造成するという変更に対応しているということあります。

介護老人保健施設事業者の公募選定についてありますけれど、進捗状況はどうでしょうか。議案説明会資料を見ますと募集要項を再検討されて、また進めるというふうに書いてあるわけですけれども、今後どう進めるのか。説明をお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 介護老人保健施設、老健の事業者につきましては、昨年度、募集に当たりまして、意向調査のほうもさせていただいています。三つの法人から意向の確認したもの応募には至らなかったということで、その際に今回見送った理由等もいろいろ確認させていただきまして、補助の関係だとか、借地の関係。そういうところで御意見いただいたところであります。

その中で募集要件の見直しとして、永年無償借地と施設整備への1,000万円の補助ということをポイントにして検討をさせていただいておるところですが、それをもっての再募集には至っていないというところです。

それに影響もありますけれど、実施設計の見直しの部分におきましても募集要件に影響してくるので、その部分も整理した上で再募集を進めさせていただきたいと思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 実施設計の見直し部分を整理し直して再募集するということあります。この老健施設。これは高齢者がここに入所して自宅での生活を維持するためのリハビリテーション、そして、医療ケアを提供する施設であります。

今、日本は急速に高齢化が進んでおるということで、こういった介護老人保健施設。

老健の施設というのは重要性というのはますます高まっているということあります。高齢化が進んでいるのは幸田町も同様であります。本町にはこういった施設は必ず必要になるというふうに私は思うわけであります。

本事業は用地買収が完了して事業がスタートしておるわけであります。令和10年度開所の計画でありますけれども、課題を一つ一つ克服しながら、着実に前に進めていただくようにして、令和10年の開所が必ずできるように、ぜひ進めていただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ありがとうございます。これを進める上でこれまでそうですが、課題等壁もいろいろあるわけですけれども、用地取得が進みながらも現場になかなか動きがなくて御心配おかけの部分もあろうかと思いますが、福祉医療ゾーンの整備に向けて必要な手続を着実に進めさせていただきたいと思います。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 よろしくお願ひいたします

次の質問にいきたいと思います。

議案説明会資料19ページ、農福連携コーディネート事業について質問いたします。

この事業はどんな事業なのか、説明をお願いいたします。そして、この農と福の連携ということでありますけれども、この事業農と福の連携によって何かプラスアルファが期待できるということであれば、この説明もお願ひしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 農福連携コーディネート事業についてでございます。農福連携につきまして、障害者等が農業分野で活躍することを通じまして自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組でございます。

本町のこの取組に関しましては、障害者福祉の視点から農業。今回は園芸というところのものを通じまして、働く収入を得るということを考えております。

この一連の流れをつなぐコーディネートとして農福連携の実績のありますNPO法人花と緑と健康のまちづくりフォーラムというところに業務を委託しております。園芸福祉士という資格をお持ちで福祉にも農業にも、園芸について詳しい方になります。

この事業を進める中で本事業の福祉の部分で障がい者の就労継続支援B型。これは愛恵協会。つどい作業所の指定管理者になりますけれども、入っていただきまして園芸に携わっていただくと。そちらで働いていらっしゃる方に園芸に携わっていただきまして、工賃を発生してお支払いさせていただくというものになります。プラスアルファというところで考えますと、先ほどもこの農福連携の事業を説明させていただきましたが、自立ややりがい、また活躍の場づくりにつながるものと考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。この農福連携というプラスアルファの部分は、障がい者の自立、そしてやりがい、活躍の場づくりにつながるということあります。

この農福連携コーディネート事業の事業モデルですか。ビジネスモデルという言い方のほうがいいかも知れないけれど、そういった事業モデルについて説明をお願いしたい

と思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 事業モデルですけれども、障がい者の方のほうが園芸。花を育てて管理をするそういういた作業を行いまして、工賃を受け取れる流れをイメージしております。その中で今回、公共施設、役場前にできます広場に花壇ができますので、その花壇の花の育成をしたりだとか、植えたり管理、そういうことに携わっていただくことで、安定的な障がい者の働く場と花の販路。つくったものの販路を確保していくというところが一つのモデルかと思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 事業モデルは安定的な障がい者の働く場、そして、花の販路を確保するということで理解いたしました。

この取組に障がい者地域活動支援センターの周辺農地と、それから、役場庁舎前に整備されている場所の2か所を使っての事業ということですが、この事業の詳細について教えていただきたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 事業の詳細の内容というところであります。

まず、障がい者地域活動支援センター集いの家周辺の農地の部分に関しましては、休耕地がございますので、そちらを活用しながら年間を通じて花の育成をする場所をつくりていきたいというふうに考えております。

そこにはハウスだとか、作業される方の休憩場所、作業小屋というのも設置していくそういうものを基本設計でこれから考えていくというところであります。役場前の庭のところに関しましては、その中に整備される花壇があります。それがレイズドベッドというもので、車椅子の方が座っても作業ができるというような、また一般の方は立って作業ができるということで足腰の負担が軽減できるものになりますけれども、そちらの花壇に花を植えたり、枯れたものを新しいものに変えたり、また、日頃の水やりだとか、草取り、そういうものをやっていただくということで愛恵協会のほうに携わっていただくということあります。

その花壇ですけれども、ただ飾るのではなくて、年間で季節に合ったテーマを持ちまして、それに沿った色合いだとか、花のデザインというものを計画させていただいております。その花の育成に関しましても、年間を通じて先ほど申し上げました地域活動支援センターの周辺の農地でそういうものを育てていくということで計画をさせていただいております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 丁寧な説明をありがとうございました。よく分かりました。

今後になりますが、この事業を進めていくわけでありますけれど、この事業の見込める成果について伺いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まだ具体的な事業でどれぐらいの数値的な成果というのはなかなか申し上げにくい部分ではありますけれども、この園芸というものが障がい者に無理なく働きやすいも

のと言われております。

また、花に関しては五感で触れ合えて、誰でも楽しめて、種まきから開花まで栽培の周期も短く頑張った成果が早く現れるためにモチベーションにつながりやすいとも言われております。

そこで働いていただきます障がいのある方たちがこの園芸、花、育成管理での働きによって工賃を受け取っていただくことで、障がい者のやりがい、活躍の場づくりにつなげていくところをまず成果の一つとして目標に掲げていきたいと思います。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 障がい者のほうがこういった農業を通じて働く場所を確保して収入を得るということ。そして、障がい者の方の自立、やりがい、そして活躍の場づくりにつながるということで、私はこの 農福連携コーディネート事業というのは、障がい者の障がいのある方にとっても大変すばらしい事業だなと私は思います。

ぜひ、この事業を成功させていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。  
以上で質問を終わります。

委員長 7番、田境君。

7番田境 育君 すみません。私のほうは住民こども部に関するところで確認をさせていただきたいと思います。施策成果の説明書76ページをお願いします。

20款15項10目、児童福祉総務費、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査がありますが、こちらの詳細をお聞きします。お願いします。

委員長 こども課長。

こども課長 施策成果の子ども子育て支援事業計画ニーズ調査についての概要でございます。  
業務名といたしましては長くなりますが、第3期幸田町子ども子育て支援事業計画に向けた利用希望調査把握等委託業務ということで発注させていただきました。プロポーザルを実施しまして、株式会社ぎょうせい東海支社が請け負っております。契約金額につきましては374万円となります。

計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、幸田町第3期子ども子育て支援計画を作成するに当たりまして、利用者のニーズに応じた提供体制を確保するために、潜在的ニーズを含めニーズを把握すること。需要量の見込みを推計する上での基礎資料とするためのことを目的としております。

アンケートにつきましては、未就学児童の保護者と小学生児童の保護者にアンケートを送りまして、回収率としましては約50%、ウェブでの回答をお願いしておりましたけれども、ウェブの回答につきましては、約70%という結果でございました。

委員長 7番、田境君。

7番田境 育君 アンケート等も採られております。計画の策定に対して事業を行って調査をされたということあります。ニーズがこれによって分かってきたということだと思います。未就学、小学生のところで50%を回答されていますし、ウェブでも70%ということです。このニーズのところで主な代表的なものがありましたら、少し紹介をしていただきたいと思います。お願いします。

委員長 こども課長。

こども課長 調査自体の分析は今年度、計画の策定と合わせてさせてもらいますけれども、一つということで、誰でも通園制度のことにつきまして、ちょっと質問させていただきました。内容につきまして、こども誰でも通園制度の利用の希望につきまして利用の希望を取ったところ、48%、約半分の方が希望はしたいということはいただいております。以上です。

委員長 7番、田境君。

7番田境 肇君 アンケートのニーズ調査では、誰でも通園制度の件が主に出されて紹介させていただきました。そういうたたニーズも踏まえてなんですが、次のそのすぐ下にあります子育て応援家事サポート事業について質問させていただきたいと思います。

詳細については、議案説明会資料の15ページに書かれております。この子育て応援家事サポート事業について、この決算の結果を見ますと、予算60.5万円に対して決算で3.3万円ということでかなり乖離があるなということをこれを見ると分かるわけですが、事業としては子育てしやすいと実感できるようなそういうたた施策であって、かゆいところに手の届くような事業。そういうたたのをやってほしいなというふうには私は考えておるわけですが、この乖離について分析をされていれば教えていただきたいと思います。お願いします。

委員長 こども課長。

こども課長 すみません。資料を探して後ほど回答させていただきます。

委員長 7番、田境君。

7番田境 肇君 すみません。後ほど中身については確認いただきたいんですが、令和5年10月からスタートしますので、丸々1年やっていないというところでありましたがちょっと気になったのが、令和5年の予算では60万円近く組んでいます。最後に今後の方針のところを見ますと、令和6年度の予算としては94万円組んでいますので1.5倍の予算を組むわけです。私、先ほど言いましたとおりこれはすごくいい施策だと思っていまして、ぜひ積極的に皆さんに活用してやっていただきたいわけですが、現状の乖離の分析も含めて、先ほどのニーズ調査も当然やられる部分もありますので、ニーズに合っているように運用されると当然効果は出てくると思いますので、そのところがうまく合致してのうかなということを考えてまして、1.5倍の規模に大きくするということですでの、ぜひ1.5倍ではなく2倍ぐらい使ってもらえるような施策に育て上げていただきたいと思って、今回質問させていただきました。

ぜひそういうところも含めて、今回ちょっと乖離の分析を後ほど見ていただきたい、ぜひ努力をしていただきたいと思います。お願いします。以上です。

委員長 こども課長。

こども課長 失礼いたしました。

子育て応援家事サポート事業の実績につきましては、昨年度10月からスタートしたというところではありますけれども、半年間で利用登録のほうは23件ございまして、このうち4世帯が合計16時間実施しております。特にこの4世帯のほうが今、何回か使っていただいているという状況ではありますけれども、予算に対しまして委託の実績が3万2,800円ということで実施率がちょっと低いなというふうには感じておりますので、今

後の課題につきましては、子育て応援の一環ということで継続させていただき、さらには、PR不足かなというところが思いますので、町の公式LINE、またこれから導入します保育所ICTシステムのほうで子育て世帯のほうにダイレクトに周知していただかと思っております。

また、内容につきましては、今使っている方が掃除だとか、食事の準備。片づけということをよく使っていたいただいておりますので、そういうニーズがあるのかなというふうには思っております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 今の施策成果説明書の76ページ、まず子ども会のことについてお伺いいたします。

年々子ども会の入会人数がどんどん減ってしまっているということが現実ずっと続いとるわけで、ぼちぼちその辺のやり方等の過渡期に来ているのではないかということを言いながら、私もここで毎年のようにこの話を出しちゃっているんですけども、そういった面で実際、私は子どもにとって子ども会は非常に大事な活動だと思っていますので、それを親御さんがどういう形で理解してくれて協力してくれるかというのが一番一つ問題ではないかと思います。そういう意味で親御さんのほうに何か今、理解をしていただく活動に協力していただける方法がないかなということをいつも考えるわけですが、その辺のところは調査等をしたか、意見を聞いたことがあるかをまずお聞きいたします。

委員長 こども課長。

こども課長 活動に対してのアンケートを去年という段階ではしてはちょっとおりませんけれども、過去やったものをお聞きしますと、やはり親の役員をやる負担、こちらが大きいのかなというふうには思っております。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 特に最近は両親とも働いてる共働きの家庭が多いし、そういう意味でなかなか難しいという面は重々分かるわけですから、そういう意味でやり方等、その辺でゼロから見直す。それでもできるような形を何か考えるとか、ちょっといろいろな形で工夫が必要かなというふうに思っております。

私の携わってるソフトボールも、今年は7チームの大会でしたけれども、来年はもう6チームになっちゃうよという話は聞いています。いっときと比べると3分の1ですか。一番多いときには二十三、四チームたしかあったと思うんですけども、そんなような状況で寂しい思いをしております。ソフトボールも指導者も前は専属でやっとったのが子ども会さんの役員がやるという形でその辺もやっぱり逆に負担をかけているのかなというふうに思うし、そういう面で昔からの経緯等を含めて、やはりしっかりと見直して、立て直す子どものためにやるということを中心に考えてほしいんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 親御さん、役員さんの負担というところにつきましては、今年度からはウェブ

での役員会議をしていただいているんですけれども、ウェブでの会議も参加していただける、その場に来ていただかなくてもお仕事の途中であっても、携帯等ウェブで参加していただくというようなことをさせていただいたり、あとはＩＣＴ導入の御提案をさせていただいております。ＰＴＡ向けのシステムでファイル管理機能だとか、行事カレンダー、日程調整機能などというのを備えたシステムがございますので、その辺を御提案させていただいております。

また、ソフトボールが減っているということで、今年度、70周年事業にあわせまして実業団のソフトボールチームのデンソープライドガスにソフトボール教室を開催していただきました。スポーツやソフトボールの魅力を知ってもらう子ども会、子ども会ソフトボール大会の魅力アップ、ひいては子ども会のソフトボールに入っていただきたいということを目的に実施させていただきました。デンソープライドガスとはソフトボールの魅力向上、ひいては子ども会活動の魅力向上のため、引き続きコラボして何かできればなというふうには考えております。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 ありがとうございます。これは永遠のテーマみたいになってしまふかも知れませんけれども、やはり一つ一つ前に進めるようにお互いに知恵を出し合う必要があるなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

その次に、同じ施策成果の説明書の76ページにあります、子ども会議のことについて確認させていただきます。

去年と今年、2回ここで最後の発表を議場でやっていただいた経緯があります。これは前回と今回、2回目は比べると大分中身が充実してきたなという思いが私はしました。

そこで、もう一步進めさせていただきたいなというのが本音であります。ということは、やはりせっかくいい形で今年はごみの問題とか、通学路の問題ですとか。4項目それぞれで話し合っていただいた結果を発表してもらったわけですけれども、やはりそこに私はできれば町長、あるいは、教育長が座っていただきてその人に向かってこんなことを子どもが考えてるよという形を取っていただくとよりいい印象が残って良い結果が得られるのではないかというふうに思いますが、その辺のところを全体として、今後考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども会議についての御質問かと思います。

子ども会議の発表につきましては、令和5年度初めて議場で発表させていただきました。今年度も合わせて同じような形で進めさせていただいております。議場での発表については、継続してやっていきたいと。子どもにとっては貴重な体験になりますので、その貴重な体験を通して子どもの権利というものを考えていただくきっかけになればとは思っております。

また、御提案のように、それが町長や教育長に言えたということであれば、さらに子どもの権利を考えるきっかけにはなるのかなというふうには思っております。検討させていただければと考えております。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 そのときのテーマが町のごみ問題。・・・しなくていいですよということは子どものほうからも出ました。それと、生徒の言葉をどうして伝えるかということでそういったコミュニケーション等の問題がありました。それともう一つの組が公園の道路問題で、道路の使い方、道路の照明とかそういったところ。あともう一つのチームが地域の活性化ということで話がありました。そういったことで子どもは子どもなりに非常に一生懸命考えてくれる。これ私は何を重視したいかなというのは、今、中学生、高校生が参加するわけで、高校生から選挙権があります。卒業する頃にはあるのでやはり今、全体に町政とかそういった面の関心が薄れている中で、やはり中学生、高校生の段階からそういうことに興味を持っていただいて、話し合った結果を伝えることによってそれが現実化して、なるほど私たちの言ったことが現実に実るんだというのをやはりそういうふうに私は思っております。

そういう意味で子ども会はやはり重要な大きな活動だと思いますし、子どもの教育にとっても我々大人から見ても大事なことだなと思いますので、また来年度もしっかりととしたそういう実りのある方向で一歩また進んだ形で計画をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 おっしゃったように子どもにとって貴重な経験となります。

また教育の場ということであれば、教育委員会とも相談しながらかなとは思いますけれども、継続してやっていきたいと考えております。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 では、次のテーマにいきます。これはちょっと確認だけですけれども、令和5年1月からでしたか。高校生の医療控除、医療助成が始まったんですけれども、ちょっとその辺でどのぐらいの利用度、数字的にもし出ておればお聞きいたします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 高校生の通院費無料。こちらが令和5年1月から開始をいたしました。令和5年度につきましては、高校生世代の通院にかかる保険給付。こちらが1万2,286件。金額としては3,499万7,000円となりました。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 数が多いのはびっくりしました。それだけ通院というものがあったんだと。今までそういうものが負担されていたのが家族。町のほうがこれから負担が増えて新年度予算も大変になるなというふうに改めて思うわけですが、子どもを育てるためには大事なことかなと思いますので、上手に続けていただきたいと思います。

その次に移ります。施策成果の74ページ、老人福祉センター管理運営事業というのがありますけれども、これ一つに限らずちょっと私は気がついたのが、3月議会でもありましたけれども、ふれあいプラザの閉鎖等の問題が出て、ちょっと高齢者の居場所についてもう少し配慮が欲しいなど。全体的にそんな思いがいたしましてちょっと確認するだけですけれども、お願いしたいと思います。そういった意味でいろいろと新しい施設も、例えば豊坂小学校のすぐ下にほっと館ですか。あそこは子どもから高齢者まで使えると

いう形で、利用度が非常に高いということで評判がいいわけですけれども、やはりそういった場所も、新しい場所もいいですけれども、古い場所をやはりどうしてもお年寄りというのは1回行きだすとそれが毎日の日課になると。行くところの先を変えるというのがなかなか抵抗があるものだと私も今自分でも高齢者なってきて感じるんですけれども、そういうことから考えますと、やはり今ある施設を使っている方々にも優しく、少しでも継続していただけるように考えて貰えるといいな。また、今後新しい施設も当然必要かと思いますけれども、そういったときにはやっぱりそれなりの配慮した施設をつくってほしいと思いますけれども、まずそういった現状にあるところに通っている人たちにちょっと重要視して、計画をいろいろ考えてほしいなということをお願いして質問を終わります。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者の居場所についてであります。今現在、ふれあいプラザですか。名称を変えまして、今、生涯現役館という形で運営をさせていただいております。シニアシルバー世代サポートセンターのほうが入っておるんですけども、一般的に利用されている方もいるということで確認はしております。

また、老人福祉センターのほうにカラオケのほうも移動させていただいたわけなんですけれども、これまでも問題なく御利用いただいているということであります。高齢者の居場所につきましては、地域包括支援センターが3か所になって、それぞれの地域で様々な活動。通いの場というものを開いていたりしております。その中で身近な老人憩いの家だとか、集会施設等を使わせていただきながらというところもございます。その地域にお願いしているところなんですが、なかなか館長がいないと開けられないとか、そういう課題はあろうかと思いますが、今後高齢者の通いの場を展開する中で、そういったところも調整をさせていただきたいと思います。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 施策成果の説明書76ページ、子育て応援・家事サポート事業についてお聞きします。こちらの利用率が低いというところになるんですけども、実際に利用申込みをされた後、どのような流れになるのでしょうか。教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 利用申込みをされてからは、まず利用申込みのほうが子育て支援センターのほうにされます。役場のほうに書類が来まして、そちらの登録、決裁を取りまして、社協のほうへ調整をすることはいいですよということで御連絡させていただいて、社協のほうと申込者のほうで日程を調整してという流れとなります。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。実際に利用するのに、町のほうで決裁が下りるのに、15日締めだったかなと思うんですけども、例えば、9月16日に申し込んだ場合、利用ができるのが、11月からになるという現状があると思うんです。となると、実際ちょっと周知のほうが十分いけてるかなというとやっぱり少ないなと思う状況で、やはり産後に本当に困って、こんな支援があるんだなと見つけて申込みをしても、利用までに1か月半かかるとなると、やはり子育て中の御家庭というのは、本当にその日その日を

本当に苦労して生活している方もおりますので、この点をもうちょっと利用しやすくしていただくというのは、ぜひ利用率、申込率も上がるのかなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 家事サポートの登録のほうにつきましては、利用希望月の15日締めでやらせていただいておりまして、おっしゃるとおり16日に申請があった場合は、1か月半近くかかるてしまうということは現状ありまして、課題だと認識しております。

近隣市のほうではもう少し早い時期で利用可能ですので、ちょっと仕組みについてそちらを参考にしながら、検討させていただけたらと思っております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。ぜひ近隣市を参考に、利用しやすい申込みから利用できる。なるべく最短で利用できるようにしていただきたいと思います。

次に、実際に利用を社協にお願いする場合でも、やはり社協のほうも日程調整等もありますし、数日先に利用したいとおっしゃっても、そこは空いていませんとか、この時間は難しいですったり、なかなか利用者の登録自体がまだちょっと数が少ないというところもあるんですけども、社協のほうもメインの・・・の空いている隙間というところがあるのかなと思いまして、やはりその点がちょっとマッチングが難しいのかなと思っています。そういうところからもやはり利用しづらいという制度になっているかと思うんですが、その点について何かちょっと改善できそうなことがあれば教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 利用者の方の希望日になかなか使えないということは課題だとは思っております。今、社協1社ではありますので、ヘルパーさんの数も限られているというところでなかなかマッチングが難しいということは認識し、課題だとは思っております。ほかの市町でいきますと民間を含めてお願いしている業者もありますので、その辺を研究しながら、検討していけたらと思っております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。ぜひ近隣ですと岡崎市が多分この制度を始めて大分年数はたっておりますので、利用者が増えていっぱい、いっぱいになったから、事業者を増やすというよりかは、もうちょっと利用者が使いやすい制度にしていただけると子育て世帯としては助かるかなと思います。

また、これはちょっとお願いになるんですけども、現状、やはり1か月に4時間までの利用となっているんですけども、多分利用されている方とか、1時間ではなかなか難しい。料理では難しいということで、2時間単位で利用されている方が多いかなと思うんですが、2時間単位で利用すると2週に1回だったりということになりますので、もし御検討いただけるようでしたら、週に1回程度来ていただけるような制度にしていただけるとありがたいかなと思います。この点については実際利用者からどれぐらいの利用だったらうれしい等の調査等をされているのでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 利用の時間についての御質問かと思います。アンケートのほうを実施しており

ますけれども、時間についての特筆してアンケートをちょっとしてはいないので、自由記述の中で御意見があればとは思いますけれども、アンケートの中でそういう御要望があれば増やしていくのかなというふうには思っております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。利用を免除されている方が4世帯となってしまうとなかなか少ない数のアンケートになりますので、ぜひまだ利用されていない、これから利用されるような方にもどういう制度のほうが使いやすいかというのも調査できると本当に利用につながるのかなと思います。

先ほど田境委員もおっしゃっていましたが、この支援自体は本当に子育て世代には助かる施策になっていますので、ぜひ利用率の向上をお願いして、ちょっと次の質問に移ります。

次に、子ども会についてお聞きします。昨年度の子ども会の加入率が52%ぐらいだったかと思うんですけども、今年度の加入率が出てましたら教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 すみません。探してすぐお答えさせていただきます。

委員長 資料は後ほど回答ということで、ここで途中ではありますが10分間休憩といたします。

休憩	午前	9時49分
再開	午前	9時59分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

こども課長。

こども課長 先ほどの岩本議員からの、今年度の子ども会の加入率につきましては、子ども会会員数のほうが1,607人なりまして、小学校の児童数のほうが若干こちらも減っているんですけども、56.7%ということでございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。56%だと前回よりは増えているんでしょうか。すみません。近年の状況を教えていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 令和5年度が1,731人で59.7%、令和6年度が1,607人で56.7%ということで、人数割合ともにちょっと減っておるという状況であります。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。私の52%の認識は間違いだったようです。ありがとうございます

子ども会の加入について実際役員のほうから、次年度、新しく子ども会に加入する年齢になるお子さんへの加入の案内等にすごく苦慮しているということをおっしゃってたんですけども、こども課として何か加入促進だったりとか、何かお手伝いしてることながありましたら教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 役員のほうに加入についてこども課のほうから、お手伝い、協力ということは

今の段階では特にしておりません。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。実際就学前になりますと、就学前健診のお知らせ等が多分町、学校単位から送っていただけるかなと思うんですけれども、ぜひそちらに健康課の方の例えば、入学前までにワクチンお願いしますとのお知らせも入っていますので、子ども会の御案内。こういう組織がありますよという御内等も入れていただけると、周知だったりとか、加入促進になるのかなと思うんですけれども、そのようなお考えはいかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 委員長 こども課長。

こども課長 子ども会加入の案内のように、新入学の入学前検診等でチラシを入れたりという御提案かと思います。

学校教育課のほうに御相談しながら可能であればさせていただけたらと思いますし、周知は子ども会加入のほうで苦慮しているということで、LINEを活用してPRさせていただいたりとか、ちょっとコンプライアンス上いいのかちょっと分からぬでけれども、保育園のICTシステムということで、年長には資料を配布できるので、そういったことも踏まえましてPRのほうはできないか検討していかなければと思っております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。ぜひやっぱり役員の中で、子ども会の中で役員になるのがやはり大変ということで、役員を前に辞めてしまうという方は実際おられますので、ぜひ役員の負担軽減という意味でも、次年度のこれから入る方への周知などを町として手伝えることがありましたら、ぜひ御協力をお願いして次の質問に移ります。

主な施策成果の説明書79ページの児童館管理運営事業の中で多世代交流施設ほっと館についてお聞きします。

こちらとても利用率が高い状況ではあるんですけども、特に私のところでお聞きすると雨の日だったりは、公園で遊べないお子さんたちが行くということなんですが、もう実際オープン前ギリギリには駐車場が大分満杯だということをお聞きします。そんな中で、実際は車がとめられない、危ない等のお声をお聞きするんですけども、実際町としてもそのようなことは情報として把握されているのでしょうか教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 ほっと館の駐車場の御質問かと思います。ほっと館の駐車場のほうにつきましては、正面に11台、障害者用が1台の合計12台となります。裏のほうに職員駐車場ということで9台ございます。駐車場については利用者の数に対しましては少ないということは認識しております。

また、土日の利用が多くてとめられなくてということは把握しております、利用者が多いときに当たりましては、少し遠いですけれども、豊坂保育園の駐車場を利用するようにお願いしております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。実際11台、職員9台とどうしても20台ないところ

で、多分、大分利用者が多いのかなと思うんですが、例えば、豊坂保育園ですとふだん、平日等はそこも平日に豊坂保育園の駐車場も利用可能ということでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 平日の朝のほうは、特に保育園の駐車場は混雑しておるかなとは思っておりまます。こども課同士の所管でありますので、平日でそこまで駐車場が必要なほど混んでおるという認識ではないですけれども、空いてる状況であれば、うまく使っていただけたらとは考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。土日、平日関係なく、ほっと館の前の駐車場が使えない場合は豊坂保育園の駐車場を使っていいということですね。

実際に利用されている方にお聞きしますと、実際の利用。ほっと館に行かれる小さいお子さんを連れた方はやはりこの暑さの中、公園で遊べない。もちろん雨の日等もあって利用されてる方も多いですので、ぜひ駐車場の周知については、私の利用されている方に聞いた声ですと、やはり駐車場が開くのを待っていて、駐車場の止めている車の前で待機している方等もいて出られないだったりとか、とてもちょっとここ止めるところなのかというところに止めてあって、やはり危ない等もお聞きしますので、きっとほっと館の方も職員の方も気をつけていただけるかなと思うんですけれども、再度駐車場の利用の周知等、利用者にぜひよろしくお願ひします。

次に、施策の成果の86ページに移ります。

健康増進法、健康保健事業等の実績状況についてお聞きします。こちらのがん検診等の受診率等が出ていますが、胃がん、大腸がん等の割合としては結構ばらつきはあると思うんですけれども、実際受診率について近隣市町村と比べますと、幸田町としてはどの程度なのでしょうか。教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 駐車場のほうについては、職員のほうから、豊坂保育園のほうも使えるよということの周知はさせていただきたいと思いますし、道路に止めてしまうとか、道路交通法違反的なことは絶対しないように周知はさせていただいておりますけれども、しっかり注意のほうをしていきたいと思っております。

委員長 健康課長。

健康課長 がんの検診の受診率、それから、近隣の状況ということでお答えをさせていただきます。

まず幸田町の5大がんの受診率につきましては、胃がんが28.2%、子宮がんが36%と、こちらの掲載のとおりになっております。近隣につきましては、西三河9市と蒲郡市の状況で、それから、がんの検診について、最新の市町村と比較する情報としましては、県が報告しております令和4年度がん検診結果報告とその資料からお答えさせていただきます。

その中でもがんの中で死因の順位が高い肺がん、胃がん、大腸がんの受診率ということでお答えをさせていただきます。

この肺がんにつきましては、高浜市が61.7%、幸田町が54.1%、碧南市が48%となつ

ております。

それから、胃がんにつきましては、幸田町が28.8%、高浜市が24.4%、碧南市が19.7%、それから、大腸がんにつきましては、高浜市が44.7%、幸田町が41%、岡崎市が40.2%となっております。

この三つのがんにつきましては、県の数字が出ておりまして、肺がんにつきましては、県が29%でございます。胃がんが県では12.5%、それから大腸がんでは県が24.8%となっておりますので、いずれも県よりも受診率が高いということと、それから西三河9市、蒲郡市の中でいきますと、順位としては、この三つのがんの中、検診の受診率でいきますと、いずれもベスト3というか上から3位以内に入っている状況でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。県と比較するととても高い数値。受診率もありますし、近隣市と比べても、高い位置にあるということが分かりました。

その中で受診率としてはちょっと胃がんは別として、婦人科系の子宮がんだったり乳がんとしては、やはり専業主婦、子育て中の方だったりとか、女性のほうは結構受診は家庭のことを優先してしまって遅れてしまう等があるとよくお聞きするんですけれども、受診率を上げるためにには、ほかの検診も含め何か受診をされていない方へのフォロー等をやられていることがありましたら教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 がん検診の受診率を上げるために何かフォローしているかという御質問かと思います。こちらにつきまして、本町において各種がん検診の申込みがなかった方に対しまして、個別通知でがん検診受診の意向調査を令和5年度に行っております。あわせて受診勧奨を行っております。

具体的に言いますと、がんの受診を令和5年度のときに幸田町に申込みがなかった方に対象者を絞りまして意向調査のアンケートのようなものですけれども、その意向調査と受診勧奨の内容を送っております。

対象者は各種がんの対象年齢から一定の年齢を節目としまして、子宮がんは20歳以上で5歳刻みの25歳から65歳の女性に送っております。それから、乳がんは40歳以上5歳刻みで40歳から65歳の女性に送っております。胃がんと大腸がんについては、40歳以上で5歳刻みの40歳から65歳の男女の方に送っております。条件としましては、令和5年5月に幸田町に住民登録がある方で、まだがん検診の申込みがなかった方でそういう3,852人に対して個別通知を送付しております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 個別調査で意向調査をしていただいていることが分かりました。実際この3,850人にお送りして、その後申込み等はあったのでしょうか。教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 その中で申込みがあったかという御質問につきましては、その数字については今手元にございませんので、内容のみをちょっとお答えさせていただきます。

まず意向調査をお送りしまして3,852人にお送りしまして、その意向調査の回答があつた方は784人の回答の方がありました。実際その中で意向調査を送って、実際に検診

に結びついたかどうかというところまでは今数字を持っておりませんので、そこについての数字はお答えができない状況でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。ぜひ意向調査をしていただけたことで、実際回答される方も出ておりますので、ぜひ個別通知というのは有効かなと思います。実際、病気、がんになってからでは治療のほうがとても大変になってきますので、早期発見ということがとても大切になってくる疾患ではありますので、引き続きよろしくお願ひします。

委員長 健康課長。

健康課長 意向調査を行ったことによりまして分かったことがあります、未受診者の理由として、人間ドックを受けたからという理由と、それから、このがん検診について必要を感じないという方が多い意見がありました。

それから、女性の検診。乳がん、子宮がんの検診ですけれども、受けない理由としては、時間がないというような意見が多くありました。

がん検診ですけれども、このがん検診というものは自覚症状がないうちから定期的に受けるということが重要だと考えております。今後も、令和6年度からも意識調査を送っております。その中で電子申請ができるようにもいたしましたので、受診率の向上には努めていきたいと思います。

がん検診の受診率向上に向けて、いろいろな啓発方法等を検討しまして、今後も実施していく予定でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 施策成果の71ページでございます。長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業用地購入事業でありますが、ここは先ほど都築議員が詳しく伺ったわけでございます。そこでお伺いするわけでございますけれども、いろいろな障がいによって、なかなかこの施設の応募がないというようなことでございますが、この施設誘致については、介護保険事業計画の中に取り入れながら、そして、それに基づいて施設を建設していく。開所に向けて行うわけでございますが、こうした応募がない中でこの計画との整合性というか、またこれがずれ込んでしまうと、これが頓挫してしまう可能性というのがあるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 長嶺北部地区介護老人保健施設誘致の内容かと思います。第9期の高齢者介護保険計画のほうも今年度初年度ということで進めております。その計画の中にも長嶺北部地区に介護老人保健施設の誘致ということは計画として載せさせていただいております。

令和9年度の計画でありますが、これは引き続き10期計画に向けても含めて整備のほうはしておるということでありますので、引き続き誘致のほうはしていきたいと。公募のほうはかけていくというような予定はしておりますが、今現在、先ほども申し上げましたとおり、要件のところでまだ調整中というところでありますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 第9期の中でこれが実現をしなかったということであれば、10期の中に

盛り込んでいくというようなことなのか。それとも、例えば、これは医療保険との関係もございますので、その辺のところを以前の答弁ですと、もう何が何でもこ9期の中でやっていかないと難しくなるというようなことが言われてきた経過があるわけですけれども、その辺のところの感触としてどうなのかということあります。長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想に当たっては、用地が高額になったりとか、そういういろいろな計画の段階の中で反対をしてきた経過があったわけでございますが、しかしながら、もう着々とこうした用地購入もし、そして、整備が進められている段階であるならば、やはりこれはちゃんと計画どおりに開所に向けて行っていくのがベストではないかというふうに思います。これが頓挫するようでは、これは責任問題になると思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちら計画につきましては、まず8期の段階でこの老健を誘致していこうというところは載せさせていただいたところです。その時点についても9期から10期にかけてというところで計画は進めてまいりましたので、そこに乗っかっているというような状況では承知しております。

また、この老健を今回公募をかけた際に様々な条件が折り合わないということで、人員の関係だとか、資金の関係というところがあったわけなんですけれども、そういったことも踏まえまして、引き続き町としましては事業者のはうは探していくというようなところであります。こちらに関しましても、今、進んでいる状況について、今後協議会等を通じて報告はさせていただきたいというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 施設を誘致する公募条件として、都築委員の答弁の中では永年無償借地ということを言わされました。それとプラス1,000万円の補助金と。これは愛厚藤川の里約束した1,000万円と同じ条件ということで、これは公募をかけるのかということでございますけれども、そうすると、他の今まで福祉施設、介護特別養護老人ホームの誘致等を進めてきたことから考えると、他の施設との整合性が得られないというふうになるわけでございますが、こうした条件変更するその考えはどうなのかと思いますが、そうしなければ実際来ないのかどうなのか。合わせて質問したいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 一つのポイントというか、条件として、同じ一体的な面で整備させていただく愛知県厚生事業団との協定の中には永年無償借地と1,000万円の整備に関する補助というところで、参考までにというところで、一つの条件としてそのポイントとして検討項目として挙げさせていただいておるところで、これでいくというところで今決まっているものではございません。

前回の三つあった手を挙げていただいた。意向を示していただいた事業所の中にこの資金に関する内容をというところもございましたので、そういったところも検討していく必要があるのではないかということで、大きな金額とするよりかは、同列の内容で今一つのポイントとして挙げさせていただいたところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 こうした人口減少、そして、超高齢化が進む中でこの介護に要する施設の建設というのはあちこちで行われているわけでございまして、そうした点で言えば、誘致に関しての緩和策。補助対象とするとこういうような施策を推し進めると、実際、今まで頑張ってきた施設がどう思うかということもやっぱり考えていかなければならんというふうに思うわけであります。

自力でグループホームを建設したりとか、やっぱりいろいろとした福祉施策の充実のためにやられているところもあるわけでございます。それを有利な条件でないと来ないよと。こういうような施設ではやっぱりいかがかと私は思うわけでございますが、その辺のところをやっぱりきちんと、後々不満がないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、同じく72ページ、こども発達センターについてお聞きしたいと思います。

先日、福祉産業建設委員会の関連施設の中で、こども発達センターとそれと同時に新しく今年から開所したむつみのほうもを視察させていただきました。こども発達センターにつきましては、幸田町が建設負担金、そして運営負担金を出しながら運営をし、幸田町の子どもも通っているわけでございます。しかしながら、このむつみにつきましては、聞くところによると、これは地主がその施設を建てて、そして、ほかの法人が運営をしていると。借りて運営をしているというこういう施設でございました。そこに幸田町の子どももこども発達センターから移ってきて、今現在、5人が通園しているということでございましたが、このむつみの計画というのは説明もなかつたわけでございますが、こうしたところの負担金というのはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それと、やはり幸田町の子どもたちが快く通えるようなそういうような取組というのをぜひ行っていただき、肩身の狭い思いをしないとした取組をお願いしたいというふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず長嶺北部地区に関しましては、これまでどおり計画にもある事業ですので、着実に進めさせていきたいと思っております。

2点目にありますこども発達支援センターの関係であります。先日、管内視察ということで福祉産業建設委員の皆様には視察。御覧いただいたところであります。こちらの負担金につきましては、今現在、こちらの施策の成果でいきますと72ページになりますが、この中にこども発達センターの運営負担金というものがございます。これは令和5年度になりますので、むつみのほうは令和6年度からということでここには含まれておりませんけれども、この中で運営に関する負担金というのは令和6年度の予算の中で計上の方させていただいているというところであります。

このむつみに関しましては、こども発達支援センターの中にあるわかばと同等のサービスを提供しているということで、こちらの指定管理者であります岡崎市福祉事業団が合わせてむつみのほうも運営しているということでございますので、わかばで人数が大分今多いということであふれてしまった方をむつみのほうで受け入れているというような状況であります。そういったことも勘案しまして、運営負担金のほうに関しましては

むつみについてもほぼ運営費の10分の1程度で町から負担をさせていただいているというような状況であります。

また、幸田町の利用者のほうが肩身が狭くないようにということではありますけれども、こちらにつきましても事業団だと、こども発達センターの職員の方とも意見交換させていただきながら、そういったことがないように話し合い、意見交換等もかわさせていただいておりますし、先日の運営会議等も町の職員が参加させていただきながらということではありますので、そういったことがないように今後も注視してまいりたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 むつみの負担金については10分の1程度の負担するよということではあります

ますが、これは令和6年度予算に計上されているということだったわけではあります、しかしながら、こうしたこども発達センターの拡大について説明はなかったわけでございます。突然、視察をするということで出てきた施設であります。ですので、やはりこうしたこと子どもの発達に関する施設の負担をしていく新しい取組。これはやっぱりきちんと予算の中に織り込んでいるならば、中に隠れている予算ではなくて、やっぱりきちんと負担として表に出すべきだと思うわけであります。やっぱりそれでないと聞かなければ分からぬし、視察しなければ分からぬわけだったので、よろしくお願ひしたいと思います。ちなみに令和6年度予算の中でのむつみの負担額は幾らになっているのかお聞きしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 申し訳ございませんでした。もともとの負担金の中でということでもありましたので、なかなかその辺りを表記する難しかったというところもございますが、報告が遅れましたことを申し訳ございませんでした。

なお、むつみに関する分の予算計上としては、全体の中にはなりますけれども150万円の加算ということでさせていただいております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ありがとうございます。この全体の中でむつみも加えながら子どもの発達を支援するというそういう内容になっているということで理解をいたしました。

次に、73ページでございます。

在宅高齢者支援タクシー事業についてお尋ねしたいと思います。この令和5年度では、この在宅支援タクシー事業は利用金額も拡大をされております。この利用者の利用というのが増えてきたのか、いかがなのか。そして、また、JR3駅をつなぐこの利用についての意見や感想等がありましたらお答えいただきたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者の在宅支援タクシー事業の関係であります。こちらの73ページにございますが実人数として560人ということですけれども、前年度が501人でございましたので登録しされてる方は着実に増えているということであります。

利用者数で初乗り運賃に関しては306人でございますが、令和4年度は284人ということでこちらのほうも利用者は増えている。JR3駅に関しましても、216人で前年度が166人ということではありますので、在宅の方、登録もたくさんいただきながら利用のほ

うもしていただいているということでございます。金額としましても利用の金額は増えているというような状況であります。

J R 3駅に関する部分に関しましても、こちらのほうに関しては全額での補助というか、助成という形になっておりましたので、駅まで移動してそこから町外に行かれる方に関しては非常に有効な手段であるということでは聞いております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 令和6年度なりますと、これが初乗りプラス1,000円ということで、また、利用額を拡大されてきて良かったんだというふうに思うんですが、高齢者の支援タクシー事業。これが年齢制限がございます。85歳以上というふうになっているわけでございますけれども、この対象年齢これを拡大する考えについて伺いたいというふうに思うんですけども、高齢者でもいろいろと元気な方もいらっしゃるわけですが、しかしながら、免許がないと。免許を返納する方も75歳ぐらいになってきますと、かなり多くなってまいります。そうしますといろいろなところでもういろんな制度を使いながら、この足を確保されているわけでございますが、やはりこの在宅高齢者支援タクシー事業の中に免許返納者も入れるべきではないかと思うわけであります。そうした要望をかなり聞きますので、そのお考えについて伺いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者の外出支援タクシーの助成につきましては、令和6年、これ令和5年度もそうですけれど、80歳以上の方を対象とさせていただいております。運転免許の返納に関する部分に関しましても、令和6年度からは80歳以上の方になりますけれども、免許返納された方が対象になるということで利用者の拡大を図ってきたところであります。

丸山委員のおっしゃるとおり、年齢をもう少し早くして免許返納をされる方もお見えになるということになります。こちらにつきましては、今現在、実証実験としても進めていますマイナンバーを使ったデジタル化というところもあります。そういったところで申請のほうも大分簡略できるのかなというふうに思っておりますので、そういった部分も含めて年齢のほうにつきましても、今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 実証実験しているタクシー助成の件でございますが、それと併せてどちらを使うか。それは本人の希望があるかというふうに思うんですが、いずれにいたしましても、幸田町はこの免許返納者への支援というのがないわけです。えこたんバスを使ってくださいぐらいなもんで、それとあとはデマンドバス。これは高齢者で65歳以上。しかしながら、これは地域が限定されているこういう状況の中で、やはり幸田町の全域にかかってこのタクシーの助成事業。これがやっぱり効果的であるんじゃないかなというふうに思いますし、そうしたことの希望される方もすごく多いわけでありますので、その辺のところは、デマンドが65歳以上でありますので、対象を拡大しながらやっぱり本人の希望にあった支援にする。そのお考えについて伺いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者の移動に関しては様々な交通手段というところで検討がされていると

ころかと思います。デマンド関係だとか、えこたんバスもその一つだろうかと思います。福祉課として、今現在、高齢者のタクシー助成というところを主軸に置いて、今取り組んでいるところでございます。その中で今一番注力しているのがデジタル化というところがございますので、こちらの実証と実装を目指しながら、こちらの支援の枠にあわすことにつきましても併せて対応できるような施策の展開を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 次に、71ページでございますが、ここで聞いていいかどうかちょっと私は、ほかのところであつたらお願ひしたいと思いますが、障がい者福祉事業の中の一つとして、ふわふわ幸田を令和5年2月に幸田町は経済的虐待として認定をしてまいりました。このふわふわ幸田。これについては今、もう既に9月から新しい事業者に引き継ぐということで新聞報道によりますと、名古屋市にあるケアサポート。こちらのほうが幸田、西尾も引き継ぐということが報道をされておりました。

何にしてもこのグループホームにつきましては県の管轄でございます。しかしながら、幸田町に在住する方がやっぱり利用をするということから考えると、やはり幸田町地内での施設の監視と言つたらおかしいんですけれども、こうした不正監視の強化策というのをやっぱりやっていく必要があるというふうに思うわけであります。幸田町が経済的虐待ということで認定してきたことからも、やはりこうした業者に対して、これは障がい者のグループホームであったわけですが、高齢者の施設もあるわけでございます。そうしたところの民間のきちんと入居者に対して何らかのことが行われていないかとか、やっぱりそうした不正監視に対しての強化策を強めていただきたいというふうに思うんですが、それは実際にできるのかできないのか伺いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 幸田町内にあります株式会社恵が運営しておりますふわふわ幸田であります。9月30日をもって指定取消しということで、先ほど丸山委員がおっしゃったとおりに名古屋の事業所でありますケアサポートが10月1日から運営していくということで、先日も家族説明会が開かれたところでございます。

こちらにつきましては、確かに県が管轄ということではありますので、具体的には県の監視というようなところにはなりますけれども、そこには当然幸田町の利用者の方がおみえになりまして、相談支援事業員もついております。そういった中でモニタリングだとか、日頃の面談等を通じてその施設の方とお話をしたり、状況というものはお聞きをしているというところであります。

こちらにつきましては、毎月1回は相談支援事業所との協議の場がありますので、そういったところで確認をさせていただいております。また、年間2回にはなりますけれども、障がい者総合支援協議会ですか。推進協議会がございます。そこで年度末にはなりますけれども、そこにつきましては日中支援サービス型というところの形になりますので、そこで事業の運営報告ということもしておりますので、そこも含めて今後、引き続き新たな事業者がこれで認可されてくるわけなんですけれども、そういったところも注視していきたい。しっかりと見ていきたいというふうに思っております。

申し訳ありません。またケアサポートが承継していくということは話題になっていきますけれど、まだ県の認可は受けておりませんので、これからというところでよろしくお願ひいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 いずれにいたしましても、こうしたサ高住や、あるいは、グループホーム等が幸田町にも数か所あるわけでございまして、民間事業者が運営をしていると。こういう状況の中でやはり入居する方が不都合を感じないように、そして、やはり最悪の場合は幸田町が経済的虐待というこういうことの認定が下りない。そういうような安心して入居ができる。そのためにも、ぜひ福祉課としてはこうした不正監視施策の強化ということ。不正があるということを前提にするわけではないけれども、こうしたことをぜひ強化していただきたいというふうに思います。

次に、71ページ、社会福祉協議会の補助金についてお伺いをしたいと思います。

この補助金が社会福祉協議会に4,280万3,000円を補助金として出していて、そして、この前配られた社会福祉法人、社会福祉協議会の事業報告書、決算書、これを見ますと、幸田町が委託をしている配食サービス、見守り配食事業がございます。これが令和5年度は、1食250円から300円に引き上げられたわけでございます。これは予算の中でも言いましたけれども、やはりこの見守り配食事業。今、物価高騰の中で本当にこの高齢者がスーパーに行ってお弁当を買って、それが50%引きとかそういうのを狙って買っているよと。こういうようなことを聞きますと、やはりこれは福祉の観点から考えると、もう少し支援を強めるべきではなかろうかというふうに思うんですが、その辺のところをやっぱりこの金額の引下げ、見守り強化、こういうことができないかということありますかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まずグループホーム等の強化につきましては、利用者と面談等も行いまして、そういうところの事情等を確認しております。また、利用される方のモニタリング等を通じて把握させていただきたいと思います。

社会福祉協議会のこの見守り配色についてであります。250円から300円に上げさせていただきましたけれども、それに合わせて令和6年度からにはなりますけれども、メニューをちょっといろいろと増やさせていただいてきたところであります。4社で個人負担の分ですけれども、600円から890円のものを選択制というものをできるようになりました。皆さんの食べられるボリュームだとか、また趣向ですか。好みのもあるかと思いますので、そういうものを選択していただきながらというような仕組みには少し変えさせていただいております。

一番は独居等の高齢者の安全の見守りというところであります。こういったところで弁当の配達業者が異常に気づいてというところも、安全確認につながったというケースもありますので、そういうところを中心にまずは高齢者の見守りということで進めさせていただきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 見守りに関しましては、週5日の見守りになっております。残りの2日

は各人がそれぞれ調達してちょうどいいよというようなことになっているわけであります  
が、やはり食事は毎日取るものでありますので、そうした見守り配食サービス事業の毎  
日取組というのはできないのかということです。

このメニューを増やしたということで、金額も600円から890円ということであるなら  
ば、それに対しての補助額は1食幾らになっているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 1件当たりの補助につきましては350円ということで統一させていただいており  
ます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 令和5年度の予算の中でもこうした支援をというふうに求めてまいりま  
した。それが令和6年度になりますと一食350円の支援ということで、支援は強められ  
たということでは努力されたというふうに思っております。

しかしながら、この見守りということはやっぱり1週間毎日見守ることが必要ではな  
かろうかというふうに思うわけであります。高齢者の孤独死、一人暮らしの方でも、二  
人暮らしの方でもそうなんですが、孤独死が増えてきていると。私の近くでもあったわ  
けでございます。やはりこれが見守り配食サービス事業ですと早くに分かってしまうと  
いうことで、やっぱりそうした点での毎日配食サービスにできないかということであり  
ますが、その点について伺いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 見守り配食の日にちの拡大というところでございます。事業者もそれがあろう  
かと思いますので、そういった部分で社会福祉協議会等を含めながらまた協議をさせて  
いただきたいと思います。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩	午前10時48分
再開	午前10時58分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 次に、施策成果の説明書の79ページであります、児童館の管理運営事  
業の中で遊戯室内壁等修繕工事代。多世代交流施設の遊戯室を改修しておられますけれ  
ども、この内容について伺いたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 多世代交流施設いわゆるほっと館のほうの修繕の工事となります。遊戯室。箇  
所としては3か所ぐらいございまして、遊戯室内の壁がちょっとおしゃれといいますか、  
ちょっと構造的にちょっと少しまろいところもございまして、ちょっとボールが当たった  
ということでちょっと傷んでしまったというところに対して、ちょっと修繕をさせて  
いただいたことと。あと遊戯室内に跳び箱がありまして、着地したり、跳び箱の下がち  
ょっと傷んでおるということで、そちらの部分と2階等に上がっていく階段のところに  
ちょっとささくれといいますか、できているというところで合わせて修繕をさせていた  
だいたというものになります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 また世代交流施設ほっと館は、名古屋大学の肝煎りでつくった施設であります。そして、木のぬくもりのある施設ということで、非常にデザイン性のある施設で、開所当初からいろいろと不具合も出たりとしているわけでございます。そうした点でいきますと、遊戯室の壁面があそこも木だったと思いますけれども、その辺のところが、これを教訓として、そして、次の坂崎児童館につきましては、やはり木のぬくもりのある施設をつくるということに対しては、私はとてもいいと思うわけでありますが、やはり木にも種類がございます。そうした耐久性のある木を使ったり、あるいは、今、地元の木材をということで、幸田町は残念ながら地元の木材が供給されていませんのでやっぱり交流のある奥三河産というのはやっぱり愛知県内でも結構使われているわけであります。そういうようなものを活用しながら、やっぱり子どもたちに温かい施設をつくっていただきたいなというふうに思うわけであります。

また、児童館の性質上、やはり遊戯室というのは、子どもたちが本当にどんどんと使ってくる施設でありますので、そうしたところに耐え得るそういう施設としてやっていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

委員長 こども課長。

こども課長 貴重な御意見、アドバイスありがとうございます。坂崎児童館のほうにつきましては、おっしゃるとおり木のぬくもりというのは感じるようにつくっていきたいと思っております。ほっと館の反省も生かしまして、耐久性というところは必要なところは必要に応じてやりながら考えていくべきだと思っております。

あと、そちらの入り口のほうに、駐車場の今現状は小学校の入り口にちょっと大きな木が駐車場の入り口にあるんですけれども、地元の方とお話しする中でその辺がちょっと出入りに不便だよねという話と、その木を、例えば、ベンチとして使うようなことも御提案いただいておりますので、こんな大きな木があったよ、それがベンチになったよということで、後世に伝えながらやっていけたらというふうには思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 開設当初から本当に不具合があちこちにあって、改修をしてきた経過があるわけですが、やはりそうしたせっかく新築したのを即改修ということのない施設づくりを心がけていただきたいというふうに思います。

次に、86ページ、住民検診について伺いたいと思います。

幸田町では各地域に出張して住民健診を行っていたわけでありますけれども、それがコロナ禍から保健センターでの住民健診ということになってきて、非常に受診率が落ちてきた。そういう経過があるんですけど、この住民健診の中で、かかりつけ医でもできるようなことをやっていただきたいという要望される方がございました。これは特定健診を含んですけれど、そういうことが前にも要求しましたけれども、これが検討するということでどう検討されたかを伺いたいということと。

それから、住民健診の健診項目の中に聴覚検査も入れていただき、そして、高齢になるとだんだん聞こえが悪いということを自分で認識ができるようにするというこうした取組をお願いしたいということでございますが、いかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 新しい児童館につきましては、手戻りといいますか。そういったことのないよう耐久性を考えながらしっかり設計の段階から考えていきたいと思っております。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 住民健診ですけれども、平成31年度までは町内地区公民館などの町内の20か所で行っていましたけれども、コロナの関係で令和2年度からは保健センター1か所にて予約制で行っております。集団検診1か所に集まって皆さんに来てもらって健診を行う集団検診のほかに、かかりつけ医など、病院で行う個別受診というものがあります。県内の様子では、集団検診のみを行っているところが岩倉市と幸田町の2市町のみ。個別受診のみを行っている市町村は26市町、残りの26市町村が集団検診と個別受診の併用で行っている状態です。

今年度は個別受診の実施について岡崎市医師会の事務局と調整をしておりまして、今後、医師会に本格的に個別受診について検討をしていただけるように要望書を提出する予定でございます。

委員長 健康課長。

健康課長 丸山委員のほうからの御質問で、耳の検診という御質問につきまして、住民健診の中に耳の検診をという御質問かと思いますけれども、こちらにつきましては耳の検診、聴覚の検診につきましては、防音設備というものが必要だと想定しております。

現在の保健センター内で行うということがなかなか静かな状態でということと個室を準備するということが現状では難しいということで、検診項目に入れるということが難しいかなというふうに考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 医師会と協議をしてから個別検診にも取り組みたいという思いが分かりました。ぜひ前向きに進めていっていただきたいというふうに思います。

幸田町は健康のまち宣言をしているところでございます。そうした観点からもやはり住民の健康に関しての思いというのはやっぱりあるわけです。こうした機会が個別検診によって一層高まるかというふうに思いますし、自分の健康に気をつけていくとともにできるわけであります。

聴覚検査につきましては、個別検診が実現をするとこれは聴覚検診も一緒に取り組めるのか伺いたいと思います。

委員長 健康課長。

健康課長 聴覚検査が個別検診でできるかとの御質問ですけれども、これにつきましては、医師会、それから個別受診を既にやっておられる他市町の状況を研究して、幸田町の健康に結びつくように研究と検討を重ねてまいりたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 幸田町の場合ですと住民健診と合わせて人間ドック。人間ドックが非常に希望者が多くて幸田町は本当に前向きに取り組んでおられるわけでありますのでありがたいなというふうに思っております。

ですが、人間ドックではなく、やっぱり住民健診を希望される方もおりますので、そ

うした方たちがいつでも利用できる。いつでもというとおかしいんですけれども、かかりつけ医でも個別受診ができる。そういうので検診率を高めていただきたいということを要望して質問を終わります。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 施策成果の説明書の73ページですが、地域支援事業の福祉タクシー料金助成544人、850万7,000円になっていて、この支援事業について現在の状況や今後の課題について伺います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 福祉タクシーの助成ということあります。現在の状況でちょっと今資料のほうを開かせていただきます。

今年度に関しましてですけれども、これは障がい者の方になりますが、対象の方は492人の方がお見えになります。8月末現在、478人の方が実際に御登録をいただいているというような状況であります。利用といたしましては281人の方が実際にタクシーの助成を使われているというような状況でございます。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 以前にお聞きしたと思うんですけど、精神障害の方が今年の4月から免許証を持っているとタクシー券がいただけないということでちょっとお困り事を相談されたりしたんですけど、そのことについては何か状況は分かりますでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 精神障害の方でも、今回は免許をお持ちの方は対象外になるということあります。それまでは自動車税、もしくは、軽自動車税の減免を受けている方は対象外という形ではあったんですけども、今年度に関しましては減免を受けて見えて、助成を受け入れられるということでそういった方々に関しては制度の変更で利用いただいているというようなところであります。運転免許証をお持ちの方ということありますけれども、先ほどの実際に利用登録されてる478人のうち、免許を持っていらっしゃる方というのが140人おみえということで確認をしております。これは今年度、新規は運転免許をお持ちのほうは対象外ということですので、昨年度まで免許を持ちながら助成を受けていた方という方が対象になります。運転免許の更新を時期までは、その年度までは経過措置として有効ということできさせていただいております。

現状におきましては、複数窓口で同様の御相談をいただいているような状況であります。いろいろとどういうやり方が適当なのか。移動支援につながるのかというところで内部のほうでもよく検討しておるところでありますけれども、今現在、今年度、先ほども申上げたとおり、タクシーの実証実験。デジタル化の中で障がい者の方も対象にしていくということがございます。そういったところで申請の簡略化というところも一つ含めておりますので、免許所有の方に関するその取組についてもその中で検討させていただきたいと考えております。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 ありがとうございます。ぜひ本当に精神障害の方が医者のほうから薬の服用などによって運転をしてはいけないということを言われた場合は、ちょっと考慮して

いただいて相談に乗っていただきたいと思います。

次の質問で、議案説明会資料の19ページの先ほどもありましたが、農福連携コーディネート事業で、都築議員の質問の答弁などで理解できましたが、障がいの程度や好みによっても異なりますが、自分でつくって食べられる農業に携わりたいという方もいると思うので、またさらに期待をいたしますが、考えをお聞かせください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 農福連携コーディネートということで、農福連携事業に関してでございます。それぞれ農家が障がいの方を積極的に登用するというケースもありますでしょうし、今回、町で今事業としてやっております福祉の視点から農業を活用していくというようなそれぞれの視点があろうかと思います。

今回、町のほう進めていこうというのが園芸というところではございますが、今現在、地域活動支援センター、指定管理者であります愛恵協会のほうでも、菌床シイタケというものを栽培して販売しております。それに加えて、今年度はキクラゲを販売しているということで、また新しいものをつくって、それを販路に持っていくというところがやっぱり課題であるようあります。そういったところの事業者としても経験を積んでいただきながら、さらなる拡大というところは、また可能な範囲で見守っていきたいなというふうに思っております。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 ありがとうございます。次に、また議案説明会資料21ページ、帯状疱疹ワクチン予防接種事業の件ですが、他県や他市の議員からも羨ましいと言われたぐらいなんですが、帯状疱疹は痛みやかゆみを伴い、場合によっては後遺症を引き起こすこともあります。ワクチン接種によって帯状疱疹の発症リスクが大幅に削減され、苦痛や後遺症のリスクも軽減できます。

また、治療が必要な病気であり、重症化すれば入院が必要な場合もあります。予防接種を促進することで帯状疱疹による医療費や治療費を削減し、社会的な医療コストも低減させることができます。

また高齢の方方がかかるということで免疫力がやっぱり低下しているということで、助成をすることがとても大事になってきます。また、帯状疱疹の発症によって労働力の損失や長期欠勤が発生することもあります。ワクチン接種を促進することで労働生産性の低下を防ぎ、経済への影響を軽減することができます。これらのメリットに帯状疱疹ワクチン接種の助成は個人だけでなく、社会全体にも利益をもたらすことが期待されるのですが、そこでこここの数値目標として、接種率3%で、接種対象者が1万6,688人に対して接種率が3%を目標として、そして、実際には結果的には7%に当たる1,160人への助成があったということでお聞きしたところ、目標に対しての倍以上の方が接種しているということなのですが、実際には1万6,668人の中で7%というのは少ないかなと思うんですが、今後この摂取目標を高く掲げてもっと周知をしていくことが必要かと思うのですが、今後の考え方をお聞かせください。

委員長 健康課長。

健康課長 帯状疱疹ワクチンの予防接種の目標値、それからもっと周知してはという御質問

かと思います。この帯状疱疹ワクチンの接種事業ですけれども、令和5年度からスタートした事業でございます。途中から報道などの影響もありまして問合せ、それから接種されている方が多くございました。帯状疱疹ワクチンの予防接種には生ワクチンと不活化と2種類あります。当初は同数を見込んでおりましたけれども、結果的には不活化ワクチンのほうが9割以上選択されましてこういう結果となりました。目標につきましては3%という目標でしたけれども、7%近い状況で接種できましたので、目標は達成できたと考えております。

周知等につきましてはホームページ、それから、広報。今年度につきまして4月に広報に載せました。それから10月にもう一度載せる予定でございます。それから、ポスターを作製しまして、医療機関に貼っていただくようにもしております。この帯状疱疹ワクチンですけれども、予防接種全般に言えることですけれども、著名な方がこういった症状が出たということが報道されたり、ニュースになりましたと予防接種の接種率が上がるというのも現状でございます。令和6年度の予算につきましては令和5年度の状況を踏まえまして、同じぐらいの方が打てるよう予算としては準備をしております。

それから、周知につきましては、引き続き同じようにポスター、ホームページ、医療機関という形で周知をしていきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

1番、藤本君。

1番藤本和美君 主要な施策の成果の説明書、歳入40ページ、国庫支出金、保健衛生費の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金。こちらの内容を詳しくお聞かせください。

委員長 健康課長。

健康課長 20ページ、この施策の成果にあります新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金47万2,000円につきましての御質問かと思います。こちらにつきましては、新型コロナウイルス予防接種において健康被害に遭われた方に対しましての給付金でございます。この給付金につきましては、3人の方が給付を受けておられます。内容としましては健康被害に対する医療費と医療手当の金額、3人分の医療費と医療手当の合計の金額となっております。

それから、この給付金ですけれども、国のはうから入ってまいります。これは国のはうの負担が10分の10でございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。こちらの健康被害の状況もし伺ってもよろしければ教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 この健康被害の方の症状という副反応ということでお答えをさせていただきます。せきぜんそく、急性心筋炎、気管支ぜんそく以上でございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。

では、次の42ページ、同じく県支出金なんですが、保健衛生費、予防接種健康被害者

対策費負担金、こちらにも詳しくお聞かせください。

委員長 健康課長。

健康課長 42ページにあります予防接種健康被害者対策費負担金8万1,000円の御質問かと思います。こちらにつきまして予防接種を受けられた方で健康被害ということで認定された方がお一人ございまして、この給付金でございます。こちらにつきましては医療手当ということで、8万1,000円の給付を受けております。負担割合としましては、国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1という負担割合になります。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。こちらも健康被害の状況。もし伺ってもよろしければ教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 こちらにつきましては、子どもの予防接種による健康被害でございまして、症状としましては、あざが残ったということでございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 続きまして、65ページ、個人番号カードの交付についてです。既に交付済みの方は何人で何%になるか分かれば教えてください。

委員長 住民課長。

住民課長 個人番号カードの、既に何人交付発行済みかということなんですが、個人番号カードの交付枚数率については、総務省自治行政局から、8月31日時点で、人口42万296人。これは令和6年1月1日時点なんですか、に対して80.2%と報告されています。計算いたしますと、約3万3,900枚となります。以上です。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。報道ではいろいろ、例えば、暗証番号忘れですか、なりすましですか、そういったことがあるようなんですが、本町では何かそういった相談ですか、問題は起こっていないでしょうか。

委員長 住民課長。

住民課長 平成5年度において暗証番号を忘れるなどした75歳以上の高齢者の暗証番号再設定の対応をしていた件数は118件でした。暗証番号不要の顔認証個人番号カードの申請ができますが、今後、マイナンバーカードのマイナ保険証の移行の本格化等、個人番号の利用機会が増えていきますので、再設定の数は増加すると想定しております。

なお、なりすまし等の問題については、窓口で本人と個人番号の顔を照合して対応しておりますので、本町では発生しておりません。以上です。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 再設定が118件ということで結構多いなというふうに感じました。今後も注意が必要かなと思います。

続きまして、76ページ、先ほどからあります子育て応援・家事サポート事業なんですが、アンケートされているということで、この利用者のアンケートの結果。感想、反応、リピートをしているかどうか。そういったことをお聞かせください。

委員長 こども課長。

こども課長 子育て応援・家事サポート事業のアンケートの御質問かと思います。アンケートのほうでは、お願いしやすい値段で助かるだとか、妊娠中でつらいとき助かった。今後も継続して利用したいという御意見をいただいております。

また、リピーターといいますか。継続利用をされている方につきましては、2回から6回使っている方がいらっしゃいます。以上です。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。若い方で家事サポートをしてほしいけれども、家の中に入つていただくのがちょっとハードルが高いなと思われてる方がいらっしゃるようで、そういう感想。そういうものをLINEとかに載せるときにちょっと利用者の声ということで簡単でもいいので載せられるとハードルが低くなるかなと思いました。私から以上です。

委員長 ほかにございませんか。

こども課長。

こども課長 貴重な御意見、御提案ありがとうございます。考えさせていただけたらと思います。

委員長 13番、笹野君。

13番 笹野康男君 一点、ちょっとどうしてもこれも聞いておきたいなということあります。社会福祉施設、シニア・シルバー世代サポートセンターの件であります。これは令和2年から、要するに、厚労省の関係で補助金を頂きながら事業を進めてこられた。もう3年経ち、4年目に入つてきたとこいうふうに思つております。正直言いまして、国の予算が令和5年度でも1,700万円ぐらい。町の予算が1,800万円ぐらい。予算組まれた中で事業報告をいただいた決算のやつを見てみると、補助金を頂いて、そして国へは幾らか返した。余った分は返したと。幸田町でもこの予算の中でも1,800万円から400万円ぐらいは返したとこいうふうになっておるわけです。補助金の使い方としては僕は丸だとこいうふうに思つておるんですけども、ただ一点、就労支援。要するに中身です。シルバーセンターの中身なんですけれども、そういうことで就労とか企業とか社会活動の応援をすると。そういう形で始めてこられた事業であるわけです。

昨今、最近ですけれども、2年前頃から産業振興との関係。要するに、里山とか、そういう関係の事業等々も応援といいますか、そういう形でいろいろこうやって見えるんですけれども、私、シルバーサポートセンターの事業内容がよく読めてこないんですよ。読めてこないんですよ。だから、ほとんど厚労省の補助金を頂いてるから確かに補助金を取りに行って立ち上げたと。これは町長の裁量の中でやってこられて、いろんな事業を展開してこられたと。これはすばらしいなとこいう意味もあるんですけども、中身が見えてこないんですよね。特にこれから町長の思いの里山整備関係もどういうふうに関わつていかれるのか。そこら辺を聞きたいなど。決算の絡みは結構残を残して、町に返されたとこいうこともあるわけですから、税金の使い方としてはどういうことないんですけども、そこらの点、今後の動き方、それと厚労省のおよけ国の予算、県の予算の中をどういうふうにやっていかれるのか、ちょっとこれは将来的にこれはつながっていくんでしょうか。そこらの点を聞きたいなというふうに思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 シニア・シルバー世代サポートセンターの活動についてであります。令和5年度から新たな厚労省の生涯現役地域づくり環境整備事業ということで実施をされております。ここでウェルビーイングのまち。今のところも、豊かな里山幸田町のウェルビーイングなまちづくりというところが名目となっております。大きく幸田町の高年齢者の方が健康寿命の延伸というところで、一旦就職したところを離れてではなく、その後も生き生きと活躍していただいて健康寿命の延伸ということで介護予防にもつなげていくというようなところで大きくございます。

その中でこの事業としては、行く行くは自走できるようなということで、そういった自分たちができる事業というものをつくり出していくというところも一つあろうかと思います。その一つがこの里山での取組というところであります。

その人材育成をしているというところで昨年度はセミナーだとかそういったものをやらせていただいたところであります。そういったことを軸に置きながら、引き続き企業とのセミナー等をしながら、職業紹介だとか就労支援そういったところもつなげていくというようなところで人材開発、また人材育成というところで引き続きやっているというところでございます。

委員長 13番、 笹野君。

13番 笹野康男君 確かにやってみることはすばらしいことだなとこういうふうに理解はできるんですけども、果たしてそれは、例えば福祉課単独でもできる話。そして産業振興の方もそうですけれども、産業課のほうでもやれる話。等々考えたときに、将来ずっとシルバーサポートセンターというのは、幸田町としては存在する形態なのかどうか、そこらの点ちょっと私心配をしておるんです。正直なところを言って、いい形で立ち上げたと。だとすれば、もっと資料を見させてもらうと、いろいろ読んでおりますとすばらしいことをやってみるなとこういうふうに理解はするんですけども、なかなか実際見えてこない部分があるなと。例えば、人的にもセンターの中では2人か3人でやってみえる中で、果たしてそれでいいのか。あとは委託ばっかりでやってみえるとこういうことでありますので、ちょっと心配はしておるんですけども、そこらのとき、本当に将来的に国の予算もしっかりとれるのか。町もそこまでまた金をつぎ込んでいくのか。そこらの点を再度お聞きして終わりたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今のところ来年度までですか。国の厚労省の委託金という形を受けながら事業の実施というところは確定しているというところであります。その後の実装に向けてということで自分たちで事業の展開ということは少し考えながら、この里山づくりというところもして、産業振興課の業務も委託を受けながらというところであります。

現状におきまして、高齢者の就労支援というところ、また健康づくり、介護予防というところが大きくありますので、福祉課の所管というふうな形で事業のほうは進めさせていただいているということであります。

今後の活動、実装。自立して法人化になったときには、それぞれの幅広い業務が引き受けられていくのかなというふうに思っております。そういったところを含めて実装で

きるようふく祉課としても、今後は支援をさせていただきたいと思います。

委員長 町長。

町長 シニア・シルバー世代サポートセンターがちょっと名称が分かりにくいということで生涯現役課で場所も移転させていただきました。これはあくまでも厚生労働省からいただく助成金だったので、厚生労働省の趣旨は、高齢者等々の働いてた方が、一旦、幸田町内いろんな優秀な企業のほうが早くから退職されちゃって、すばらしい技術を持っているのになかなかもう一度就職するという機会もないと。そういった方々に起業してもいい、地域の課題解決に向けてボランティア的なちょっと収益ができるような事業をやってもいいというところの窓口をシニア・シルバーサポートセンターでやっていこうかなということで、厚生労働省もそういう趣旨ならいいよということで、4年目を経過しています。

今回も愛知県の労働局長にお会いして、これから幸田町はまだまだやっていきたい地域課題があるんですと言われたときに、幸田町はものづくりのいろいろな製造業の立派な企業ありますよねと。そこで働いている人たちが、また再就職をしたときに、地域に残って再就職するような手作りのような場づくり。働き場をぜひつくっていただいて、それが一つの実績数字になるといいですねということあります。でも、なかなかうまくいかないんですけど、実は里山でいろんな道づくりをしたり、JAと組んで筆柿がこれだけもう生産者がいなくなったので、何とか筆柿を民間の方々も後継していただくような栽培づくり。これもシニア・シルバーがやってました。それから、森づくりで緑のふるさと協力隊の方々を招いて、幸田町でいろいろな作業をしていただくということもやりました。そういううちに、シニア・シルバーサポートセンターもハローワークのような働き場所を探してもいいという機能を持つことができましたので、今後、厚生労働省はあくまでも働く場所、障がい者を生涯現役で働く場所を何とか幸田町のサポートセンターで見いだしてくださいということをやり続ける限りは何とか援助してもらえるかなと思うんですけど、今御指摘いただいたように、まだまだその実益的な数字に達していないので、その辺をもっともっとあそこに行くといろいろなことができるようになったというか、働くことができるようになったというようなヒントをぜひ与えたいと思うんですけど、実は私は若者支援だとか、女性の方々が子育て中でも、ちょっとだけ働きたい、ちょっとだけ働きたいんだけれども、企業に迷惑かけないように家で私はパソコン打てますよとか、そういう人たちが組み合わせることによって、地元の企業がそういう人でもいい。グループになって仕事をもらうみたいなところを機能としてやっているところが、実はこれは岡山県の奈義町でやっていたんですけども、女性の方々のまだ働けない子育て支援の方々、それから、若者なんだけれど実はちょっと雇用の場面がなかなかうまくいかないという人がいる人をやっぱり僕としては福祉課だとか、役場の窓口では結構、相談しにくいんではないかなという心理が実はあります。言いにくいんではないかなと。そういうのをそこが受けて、ちょっとまた話を聞いてあげると、話を聞いただけで終わっちゃうことは結構ありますよ。結構あるそうです。でもそういう人たちを助けてあげるような仕組みができるかなと思って、この間、愛知県の労働局長のところ行って、そういう取組をぜひ地元の企業をうまく退職された方を使

ってくださる仕組み、それから子育て中の女性の方を助けて、雇用につなげる仕組み、それから若者でもなかなかうまく雇用につながらないような若者をうまく使ってあげる仕組み。これをやらないと本来の私が生涯現役館であるシニア・シルバーサポートセンターの意義が御指摘あったとおり、なかなか評価が得られないということを反省しております。

委員長 健康課長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

健康課長。

健康課長 岩本委員から御質問のありました、がんの受診者に対する御質問で未受診者へのフォローをということでお答えさせていただきます。

本町で行いましたがん検診受診意向調査の結果、発送人数が3,852人、そのうち返信があった方が784人。その中から受診に結び付いた方が583人です。内訳としましては、胃がんが154人、大腸がんが175人、乳がんが102人、子宮がんが152人でございます。

回答が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようありますので、ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時から会議を開きます。

なお、住民こども部および健康福祉部の部課長は退席し、環境経済部、建設部および上下水道部の部課長の出席を午後1時から求めます。

休憩	午前	1	1時	4	3分
再開	午後	1	時	0	0分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、引き続き、認定議案第1号、令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についての環境経済部、建設部および下水道課の所管における歳入歳出についての質疑を許します。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 それでは、成果の説明書の95ページですか。林業振興一般事業ということできちんとお聞きしますけれども、今度、幸田町はSDGsの未来都市に選定されて、森林空間で未来につなぐまち幸田というのがタイトルで取り組まれています。

国は森林経営管理法を来年改訂して、所有者不明の森林など管理権を自治体が取得するなどの方法を取っていくそうですが、今回、その下にあります森林経営計画策定業務というのがここに載っておりますけれども、これは完了したのかどうかということで、また完了したんなら具体的な業務内容とその成果物はあったら示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今委員から質問のありました森林管理計画策定の関係でありますが、こちらについては令和5年度に完了をしております。内容につきましては令和4年度から行っておるわけでありますけれど、令和4年度に所有者の照合調査。それから、令和5年度

におきましては、これは一般質問でもちょっと説明させてもらった案件でありますけれど、深溝の小原地区をモデル地区といたしまして、今後の森林管理を検討するための所有者照合プラス境界線の管理ということで、実際の測量も含めて実施をしたものということになっております。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 それでは、深溝の小原地区も全て完了したということでおよしいでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 全てまだ終わりということではありません。この令和6年度にも計上はさせてもらっておりますが、この所有者の方へ今後の森林管理についてのアンケート調査を実施するということで80万円だったと思いますが、予算のほうは計上しておりますので、また継続して実施をしております。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 今年も計上したということですが、森林経営計画策定業務という名前ではなくて、別の名前に変わったということでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 すみません。ちょっと今持ち合わせておりませんが、名前がちょっと違う名前だったかと思います。申し訳ございません。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 分かりました。よく分かりましたと言ひながら、ちょっと分からんかったんですけども、次ですけれども、例えば、これは予算の執行率は82.5%ということで、100%にはいっていないということですか。いってないなら何がやられてないのか。例えば、新規事業として森林整備計画更新業務、また森林サービス産業計画検討業務、あいち森と緑づくり人工林整備事業計画策定業務などが計上されていたんですけど、令和5年度は、これらはどうなっているんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 すみません。施策の成果にその部分が載っていなかった部分があり、誠に申し訳ありません。

今回の執行率が82.5%ということで執行できなかった理由ということですが、県より令和5年度に県の森林整備計画の見直しが実施されるということで、関連します幸田町の森林整備計画見直しのための予算を計上しておったわけですが、結果的に県の森林整備計画の見直しが一部されたということですが、市町村に関わるもののがなかったということで、こちらのほうの予算を200万円計上をしておったわけですが、その変更業務の執行ができなかったことが主な原因かと思われます。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 本当にできなかつたことに対しては、令和6年度の予算が載っておるんですか。ちょっとよく分かりませんけれども、とにかくちょっとやつたことが明確にされてないのがちょっと気になるところですけれども、またこれから例えば、森林空間を使ってということで、地元の山でも切り出したら使えるような木材がいっぱいあります。

先ほどの質問で地元の木が使えないかというようなことで、使える木はいっぱいあるんですけれども、それを切り出せなくて、立っている木がいっぱいあるんです。自分のことでいけませんけれども、自分のとこにもヒノキが何本もあるんですけれども、切り出してもどうしようもないということでそのままになってる木がいっぱいあるんですけれども、そういうことをこういった里山をきれいにして、森林サービス産業が幸田の木が使えるような取組ができるといいかなと思っておりますので、事業は大変大事ですし、私も協力したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。成果の説明書の99ページですけれども、ちょっとお聞きするだけですけれども、親切行政運営事業というところで、報酬額が減っているんですけれどこれは人員が減っているということでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 御意見のほうすみません。ありがとうございます。この森林サービスの関係のほうですが、昨年度を森林サービス産業検討業務ということで、本年度取り組む森林サービス基本計画の準備行為ということで計上をさせていただいております。

委員が申し上げたような森林の活用関係について、今後いろいろと取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでありますので、また御協力をいただけたらというふうに思っております。

なお、昨年度別のものになりますが、荻で森林に対する業務の発注をかけており、そちらのほうの森林関係においては、来年度以降になりますけれど、今後20年をかけて県が森林管理をしていくというような、そんな調査もやっております。ですので、幸田町において林業がないわけありますけれど、ほかの方法で幸田町の森林管理に努めてまいりができればというふうに思っております。

なお、先ほどちょっとお答えできなかった令和6年度の予算計上のほうになりますが、森林管理制度意向調査業務ということで予算計上をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 土木課長。

土木課長 親切班の人数の関係でございます。7人体制で運営したかったのですが、募集しても応募がなかったため、2月末まで欠員1名の6人体制で運営したため前年度より減となりました。

さらに3月からは、幸田町在住の方が1名加わっていただきましたので、今は満と考えている7人体制で作業を行っている状態でございます。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 分かりました。7人が定員ということなんでしょうか。私は何人・・・いのかなと。なかなか前回の補正予算の中でも、区長から出てきた要望がやりきれないとかいう話もありましたけれども、やっぱりこれ、7人以上になるとまた人件費がかさんでしまって別の問題が出てきちゃうということでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 過去には9名体制でやっていた時期もありましたけれども、やはり昨今の人手不足ということもありますし、7名体制プラス不足分については建設業者様の御協力をい

ただいて、一部委託に切り替えることをして7名プラス業者委託という愛知県もそうなんですが、そういった体制で行っております。区長様をはじめとする住民の方には、ある程度一定の理解をいただいているかなと思ってますので、引き続き7名体制プラス建設業者様の御協力の本の形でいきたいと思っております。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 分かりました。私は何人おっても足りないのかなと思ってましたので、これからまたそういった体制で地元要望に応えていただければありがたいと思います。終わります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 成果の91ページでございます。駐車場費についてお伺いします。

町営の駐車場については、現在幸田駅西第一、第二、相見駅にございます。今回は相見駅について質問させていただきますが、まず相見駅駐車場の維持管理特に除草剪定についてどのように行われているのか教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 相見駅の草刈り、相見駅公共駐車場の草刈りの案件でありますが、こちらについては年に2回ほど草刈りをシルバー人材センターへ委託をしております。

本年も7月上旬ぐらいに委託をかけておるわけでありますが、現在、すみません。この猛暑の関係でちょっと草刈りが延期されておる状況でありますが、今ちょうど草刈りを始めた頃で、今月末までには草刈りは完了するという状況であります。以上です。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 草刈りについては猛暑でちょっと遅れているということは理解しました。

しかし、この剪定のほうは全く昨年からもっとひどい状態になってるような気がします。私もちよこちよこ見に行くんですけれども、とても歩道にはみ出してるところや危ないところ、見通しが悪い、防犯上もよろしくない。そういったところが見受けられます。年に2回の草刈りで今のような状態になるならば、とても見苦しいし、危ないと思います。もう少し予算を確保するなり、昨年も言いましたけれども、直営でやるなりなんなりとちょっと対応はできないでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 御意見ありがとうございます。まだちょっと実施していないわけでありますが、本年度、一部工事で予算を計上しており、全てのところが処理できるわけではありませんが、少なからず人の出入りするところを優先的に、今回、伐採作業のほうも実施してまいります。

なお、毎年草刈りのほうが大変という部分もありますので、草を刈った後に除草シートを張って今後伸びないような対策のほうも今現在、考えているところであります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 昨年に比べてとても良い回答をいただけました。出入り口の伐採。特に駐車場出入りする車が歩道を横切る際に、非常にちょうど相見駅の駐車場はカーブになっているもんで危ないんですよ。車が来ているのかどうか分からぬ。そういった中でノロノロと出でていくわけですけれども、事故に遭う前にそういった対応をしていただける

とありがたいと思います。

また除草シートもやっていただけだと、幾分草がしばらくの間は生えなくなると思います。ただ、除草シートをやったからといって万全ではないと思いますので、そういう面もやはり駄前の顔であるという認識を持っていただきたい。そういう意味で、しっかりと管理をしていただきたいと思います。

続きまして、93ページ。農業振興費、農業振興一般事業で特産筆柿産地持続化支援事業について、これについてどういったものかちょっと説明願います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 相見駅公共駐車場の草刈りの案件につきましては、やはり地元住民からも苦情ではないですけれど、そういうお言葉をいただいておりますので、早急な対応に心がけたいというふうに思っております。

それから、次の筆柿産地持続化支援事情の内容でございます。内容のほうであります  
が、幸田町柿部会のほうに出荷支援や作業支援ということで1,000万円の補助金を支給  
しておるものであります。

こちらについては、渋判定ですか、アルバイトの経費に対して2分の1の支援をして  
おるもののが主なものになります。それと幸田町生涯現役推進協議会への事業委託とい  
たしまして、年4回、幸田筆柿応援隊の収穫体験など実施をしているものとなります。  
内容については、5月と7月の2回については筆柿の栽培方法や手入れ、それから10月  
については、筆柿の収穫体験。12月については筆柿の選定作業などを行って、昨年でい  
きますと、延べ330名が参加しておるような状況であります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 分かりました。出荷支援等をやっておるということで、本町の現在のその  
筆柿の作付面積。本町は一応日本一の産地だということになっておりますので、現状の  
作付面積うちこの本事業の対象面積というのはどんだけでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 筆柿の作付面積ということであります。昨年32ヘクタールというふうに回答  
されたかと思いますが、本年度、令和5年度においては31ヘクタールであります。31ヘ  
クタールが筆柿の面積ということになります。以上です。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 作付面積イコール本事業の対象面積ということでよろしいですか。それで  
昨年と比較して1ヘクタール減ったと。日本一の産地でありながら、年々どういった影  
響か。高齢化だとか、圃場の管理が非常に難しいとか、様々な理由はあると思いますが、  
減ってくるのは非常に農業振興の立場としては、残念な思いがするわけでございますが、  
そういう中で本町全体を考えると、今企業立地課で進めております、企業庁による長  
嶺地区の造成。そういうものがありますが、そういう部分の筆柿の面積は何ヘクタ  
ールでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 私も産業振興の立場からでありますが、筆柿を今後も守っていきたいという  
思いは非常に強くあります。

実は昨年もこういったお話をいただきまして、今年の6月になりますけれど、県の農業普及課のほうで筆柿農家に対するアンケートの方を実施をしております。そのアンケート結果のほうがちょっと大変残念な結果にはなりますけれど、5年後の筆柿の栽培状況をということで、もう止めているというのが27%、現状維持という部分が21%という部分も含めさらに、今後の継続者、後継者の有無については9割がもう後継者がいないというようなアンケート結果が出てしまいました。

私どもも継続させるために、子どもたちを交えての筆柿の収穫体験ですとか、それから親子農業体験教室というものを実施をしながら、子どもたちにその筆柿の良さというものを伝えておることはやっておるんですけど、どうしてもやっぱり後継者不足もあり、なかなか継続して実施をするということが難しいものというのが現状であります。

先ほど委員が言われました企業立地課から企業誘致の関係であります、私どものほうに情報で入っておるという状況であります、開発構想については、14ヘクタールということで、ほぼその筆柿のところになるかというふうに思いますが、面積についてはその情報が入っておる状況であります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 この31ヘクタール、この筆柿がある中で優良な筆柿の14ヘクタールこの圃場が近々開発により消滅するということになろうかと思います。先ほど言われましたアンケート結果を見ても、27%が5年後をやめているかなと。まさしくこの企業庁の開発が始まるくらいかなと思います。現状維持、9割の方が後継がいないと非常に寂しい限りでございます。やはり産業振興の立場として、町全体を考えてこの企業立地で町を潤すという部分に町の権が向いているならば、協力せざるを得ないというのは分かりますが、それにしても9割が後継がおらんというのは、もうすぐ筆柿が幸田町からなくなってしまうようなそんなイメージでございますのでこれは町内での後継者を探す以外に、移住を呼び込んで、都市部なり、他地域から筆柿をやってくれる方を幸田町に定住させるとか、そういった産業振興の施策ではないかもしれません、そういったことで後継者を確保するということもあるかと思います。そういう面でしっかりと取り組んでいただきたいと私自身は思っております。

続きまして、この鳥獣害対策について質問させていただきますが、鳥獣害というのは一体何が対象になるのか教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 筆柿の今後の後継者の育成などについて、本当にこちらのほうも真剣なってちょっと取り組んでいかなければいけないというのは把握はしております。JA、農協のほうも含めて何か対策という部分は今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、質問がありました鳥獣害対策のことですが、まず御質問のありましたその対象の動物であります、主にはイノシシがメインとなりまして、最近ではハクビシンですか、アライグマによる農作物の被害が発生しておりますので、その発生に対しての柵を設置するものに対しての補助ということになります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君　主にはイノシシということで、幸田町の大草地内においてはほぼ山裾全域を柵で囲っていただきまして被害がかなり少なくなりました。それでもなお、この柵を乗り越えてくるのか、柵の中におけるやつか分かりませんが、ちょこちょこ農作物の被害があるということで昨年からお願ひしております新たに設置をしていただきました。捕まつたという情報は聞いておりませんが、その後、圃場周りでの被害はちょっと私の耳には入ってきておりませんので、一定の効果があったのかなと思います。

鳥獣害対策において、イノシシ、ハクビシン、アライグマ等があるということで農作物への被害が前提であるということが分かりました。御多分に漏れず大草の地域においても、ハクビシン、アライグマによる被害と思われる作物が荒らされたという事案がちょっと最近耳にするようになってきました。

以前は住宅地で発生していたということで、環境課のほうへ相談はかけさせていただいたわけでございますが、ちょっと農地のほうへ拡大してきておるということで、これ何とかならないかなという御相談を受けておりますので、ちょっと具体的におりの設置というのは、おりではないですか。柵ですか。これと何がどう違うのかちょっと教えてください。

委員長　産業振興課長。

産業振興課長　農作物の被害によるものに対して柵などの設置をするということでこちらのほうは補助をしておるわけであります。昨年度においては3件の申請がありまして、こちらのほうは金網の柵の設置をさせていただいたということで、19万8,119円が補助ということで計上させていただいております。

アライグマによる被害ということであります、近年そういったものが発生するということはちょっと耳に入ってくる部分はあるんですけど、産業振興課にアライグマによる被害ということでの情報は実は入ってきておりません。

ただ、昨年度生産組合のアンケートによると、ブドウ農家より84万円相当の被害があったというふうに聞いておる状況であります、もしアライグマによる被害というものがあるようありましたら、柵ではなくておりの貸出しを実施しておりますので、農作物に被害が被るということありましたら、そのおりの貸出しのほうは実施をしておりますので、またお声がけいただけたらというふうに思っております。

委員長　2番、吉本君。

2番吉本智明君　ありがとうございます。最近アライグマと思われる事案がちょっと私の耳に入るようになりまして、柿、ブドウ、みかん、そういったものの実が採られてしまうというそういった状況で、実際、木に登ってアライグマが採っておる状況を見たという情報はないんですけども、付近でアライグマらしき動物がおったからあれではないかという程度なもんですから、断定はできないですが、ちょっとまた農家にもそういった旨の情報提供させていただく中で、またしかるべきタイミングで対応をお願いするようになるかもしれません。またそのときはよろしくお願ひいたします。

続きまして、96ページでございますが、観光費のロケツーリズム推進事業。本町としても、ロケツーリズムを積極的に推進する中で様々な映画、ドラマ等のロケ地の誘致に取り組んでおられて、大分幸田町の知名度も上がったかなというような気が私自身して

おります。このロケ地としてのこの誘致によって、本町にもたらされた経済効果というのは具体的に試算しておられますでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 先にアライグマによる被害ということでの答弁で応じさせていただきますが、そちらについて、また農家のほうでそういった被害があるということであれば、また産業振興課のほうに御一報いただけたらなというふうに思っております。意外と身近な僕の家の周りにもいまして、僕も何回か見たことがありますので、ただ、被害という部分はすみません。自分の身の回りにもあまりないものですから、またありましたら御一報いただけたらというふうに思っております。

それから、次のロケツーリズムの取組ということあります。その経済効果の部分。以前からもいろいろと御質問をいただいておるということで状況であります。実際に経済効果。私もちょっといろいろと調べてみたことがあるんですけど、この数字が出しにくいという部分が実はあります、実際にそのロケで幸田町が映ったということで、その出たところのお店に対する調査ですとかは実施をしております。当然出た後については売上げが上がったですとか、特に情報番組や何かでぼっと出るというときには、出た次の日からはもう行列ができるほどお店になるとかいうようなことがあります、申し訳ございません。まだ数字という部分ではすいませんまだちょっと出ておりませんので、ちょっとお答えはできない状況であります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ちょっと数字的にはつかんでおらないということで、一定の影響はあってお店の前に行列ができるというようなことで肌身で感じておられるようでございます。

ただ、残念なことにこの幸田町にお金を落としていただく仕組みがうまくできていないんではないかなと感じるわけでございまして、特定の店の前には行列ができるかもしれません、来られた方を受け入れるだけのキャパがどうもないよう思います。何とかやっぱり商工振興というか、そういった面でのサービスを拡充することによって、何らかの受皿としてのものを本町としても考えないと、結果的に来たお客様が周辺に行ってしまうということになって、周辺にお金を落とされても本町には何のメリットもないわけですから、何とかしていただきたいなと思います。よく巷で聖地巡りというような形で終わってからもしばらくの間ずっとその一定のファンがその聖地だということで、このドラマのこのシーンの場所とか、そういったことで訪れるようなそういうなこの長期的ビジョンで捉えて、こういったものをロケツーリズムというものを推進していくということはできないでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 実際にそのロケが来たからこの幸田町にお金をたくさん落していくかという部分についてはということになりますが、実際に撮影現場のほうに入りますと、実際放映される前に当然撮影があるわけでありますけれど、撮影する際には、例えば映画ドラマでいきますと、本当に多いと60人、70人の制作スタッフがこちらのほうに見えますそのときにうちの方のロケ弁とかを提供させていただいておるわけでありますが、例えば50個発注をかけるとなると、大体1人800円になると約4万円が幸田町に落ちていく

という部分になっていきます。うちのほうの取組ではないですけれど、今地元の幸田町の飲食店が頑張っていただいておりまして、そのロケのお弁当が美味しいというふうに今制作のほうからは言われておる状況であります。芸能人の方々がSNSを使って幸田町の弁当は美味しいですよということをPRしてくれておるおかげもありまして、それを目当てにまたお客様が来るということで飲食店からはちょっと一部感謝しておるということも聞いておる状況であります。

なかなか幸田町の場合、大変言いにくいですけれど、泊まるホテルがないということで、遠くから見えて吉本委員が言われたとおり、幸田町にお金を落とすのではなくて泊まる場所がどうしても蒲郡、岡崎、近隣のほうになってしまいますので、幸田に泊まっていけないという部分がちょっとデメリットな部分かなというふうには思ってるのは正直なところであります。

さらに近年。幸田町のほうでもたくさんロケが行われておる状況でありますので、今年度はロケのマップをつくっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 お金を落とす仕組みというものをなかなか難しいと思います。泊まる施設、ホテルなどは、さあでできるわけではございません。ちょっとしても、長い目を見てそういうお客さんを町外から人を呼べるようなそういうものも必要だと思いますので、そういう面も総合的に考えていただく中で調整を進めていただきたいと思います。本年度ロケマップをつくっていただけるということで、それを機にまたそれが口コミで広がって、お客様が来るよう願いまして私の質問を終わります。

委員長 ほかにございませんか。

9番、都築君。

9番都築君 ありがとうございます。私は、議案説明会資料25ページ、ゼロカーボンシティ推進事業について質問いたします。

この資料をちょっと読ませていただきますと、ゼロカーボンシティに向けた新たな施策を展開するために、他団体における先進事例等の情報収集、基礎調査というのが今回活動されたということあります。この取組の成果について、伺いたいと思います。

委員長 SDGs・ゼロカーボン推進担当課長。

SDGs・ゼロカーボン推進担当課長 ゼロカーボンシティの推進に関する御質問であります。環境課では、ゼロカーボンシティ推進に向けた取組といたしまして、昨年度、地域脱炭素対策基礎資料作成業務として、本町の再エネ導入に関する地域特性および、他団体における先進事例などの情報収集と基礎調査を行いました。

この調査の成果といたしましては、本町の地域特性としまして、市街地における土地および建物の太陽光発電と太陽熱利用の導入ポテンシャルが高く、そのほか陸上風力発電と地中熱利用についても若干のポテンシャルを有するということが分かりました。

また、他団体の先進事例としまして、民間企業と連携したJクレジット制度を活用した取組など、本町でも取り組み可能な先進政策に関する知見を得ることができたと考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。本町の地域特性ということで、市街地における土地建物太陽光発電等の太陽熱利用ですか。こういったのがポテンシャルが高いという知見が得られたということあります。こういった成果を基にして、5年後の2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減というまずはそこが目標になると思いますが、これをどのようにして達成していくのか。これについて伺いたいと思います。

委員長 SDGs・ゼロカーボン推進担当課長。

SDGs・ゼロカーボン推進担当課長 2013年度比46%削減についてでございます。幸田町の環境基本計画では、2013年度比46%の目標を掲げているところでございますが、その目標達成に向けた取組の方向性といたしましては、大手製造業を中心とした産業部門の独自取組の促進を求めつつ、家庭部門への働きかけを強めていくことで、その目標を達成していきたい考えでございます。

そのための取組といたしまして、民間事業者に対しては、愛知脱炭素経営支援プラットフォームを活用して支援策の情報提供を行っていくとともに、家庭部門に対しましては、市街地における太陽光発電の導入ポテンシャルが高いという地域特性を生かしまして住宅用の新エネルギーシステム設置費補助金。こちらの補助制度の拡充に引き続き努めていきたいと思っております。

また行政といたしましても、今年度実施しております公共施設再生可能エネルギー導入可能性調査に基づきまして、公共施設への太陽光発電設備の導入を進めてまいりたいとこのように考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。いろいろなやり方で提言していくことがありますけれども、これでどれぐらい低減されるのか。その辺の見積りは出されているのでしょうか。ちょっとその辺が分かっているようならお答えいただきたいと思います。

委員長 SDGs・ゼロカーボン推進担当課長。

SDGs・ゼロカーボン推進担当課長 2050のカーボンニュートラルでございますが、2050年にゼロカーボンシティを達成することは非常に高い目標であるとは認識しております。本町の温室効果ガス排出量の約9割を占める産業部門につきましては、企業の脱炭素に向けた取組が現在も進められておりまして、国が示した部門別の目標排出量を令和元年度の時点で既に達成をしておりまして、今後も脱炭素に向けた取組は継続されるものと考えております。

また先ほどもお答えをさせていただきましたが、家庭部門等への施策の強化を図りながら、まずは中間目標である2030年46%削減を達成し、その後につきましても、水素等の新たな脱炭素施策を取り入れることによりまして、これまでの削減ペースを維持していくことで、2050年のゼロカーボンシティを実現してまいりたいと考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。まずゼロカーボンシティの話を少しいただきましたけれど、この2030年度の達成して、さらにこの2050年までに排出量ゼロにするという目標がございます。非常にハードルが高いかと思いますけれど、これに向けての今後の見通し、今言

われましたけれど、この辺について伺いたいと思います。お願ひします。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 2050までの排出量ゼロということ達成の見込みでございますが、先ほど申し上げましたとおり、産業部門においては、令和元年度で既に目標の達成しております。こちらは環境省の自治体排出量カルテというこちらのデータに基づいてデータを取つておるわけですが、そちらの最新のデータにつきましても、産業部門における削減量等については、年々減少傾向という形を示しておりますので、家庭部門への強化として現状の施策を引き続き強化をしてまいるとともに、新しい施策も取り入れてまいりたいと思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。先ほど話がありましたけれども、水素活用などの新しいいろいろな仕様を取り入れて、脱炭素施策を取り入れて実現したいということではございます。説明会資料に今後の方針ということで書かれておるわけですけれども、東邦ガスとか中部電力ミライズとかいったカーボンニュートラル推進で協定を結んだ企業との連携で、低減していくということではありますけれど、どのように取組を進められるのかこれについて伺いたいと思います。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 協定を締結した企業との今後の取組といたしましては、まず東邦ガスとは住宅用の新エネルギー・システムの一つでありますエネファームを対象といたしまして、エネファームの使用によるCO<sub>2</sub>の削減量をJクレジット化いたしまして、地元の企業等へ販売するJクレジットの地産地消スキームの導入を現在検討しているところでございます。

また、中部電力ミライズとは、同社が提供いたします電気自動車の充電サービスを利用いたしまして、町内公共施設への電気自動車充電器の設置を進めていきたいと考えているところでございます。

また、今年度におきましては、東邦ガス、中部電力ミライズ、両社の出前講座を活用いたしまして、小学生向けの省エネやS D G sをテーマとした環境学習も実施しております、今後も未来を担う子どもたちへ環境学習の機会の充実を図つてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。いろいろ説明いただいたわけですが、最後に一つちょっと確認したいんですが、これで2050年にゼロカーボンが達成できるある程度見積りという見通しはされてると思うんですが、そういう達成できるということでおろしいんでしょうか。お願ひします。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 2050のゼロカーボンシティの実現でございますが、先ほど申し上げましたとおりハードルとしては非常に高いものと感じておりますが、民間企業をはじめ、我々行政、そして住民の皆様一丸となってゼロカーボンの政策を一緒になって協働して推進してまいりたい。これによって何とか実現をしたいというのが私

の思いでございます。以上です。

委員長 9番、都築君。

9番都築君 分かりました。いろいろな取組を説明いただきましたけれども、こういった取組によって削減量を積み上げながら、2050年ゼロカーボンシティの目標に向けてしっかりと取り組んでいきたいたいいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 政策の成果の88ページ公害対策費について伺いたいと思います。その中の公害調査事業でございますが、環境測定として河川の水質調査、工場排水水質調査、ダイオキシン、地下水調査、農薬汚染調査、道路環境騒音測定このように環境測定を行っているわけでございますが、私が聞きたいのはこの中の地下水調査についてであります。

これは検査箇所は12か所ということであります。なぜ地下水かといいますと、例えば、今回、幸田町で地下水のP F A S汚染というのが出てまいりまして、基準値以内であったわけでございますけれども、しかしながら、県が明らかにせず調査もしないとなれば、やはり幸田町できちんと対策を取って調査をする必要があるというふうに思うわけであります。

昨年11月に公表されてきているわけで、その後進展もないままになってきております。今はこのP F A Sによる基準がまた見直されようとしている中で、やはり発がん性物質を含むものが検出をされたということはこれ非常に重大問題であります。

そこでこのP F A Sに対しても、あの近辺での地下水調査をする考えについて伺いたいと思います。

また、調査項目の中でP F A Sを検出する機種が愛知県が持っているということでございますが、県に対してやっぱりその辺のところの協力をいただけないかということでありますので、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 本町の地下水調査につきましては、町内で全12か所、各小学校区で2か所ずつを目安といたしまして、実施をしておるものでございます。P F A S数の検出につきましては、令和3年度の愛知県の地下水調査で、芦谷地区の飲用の井戸から検出されたという報告がなされておるところです。こちらのほうは過去の一般質問等でもお答えをさせていただきますとおり、P F A Sにつきましては、現状環境省の方の専門家会議の議論を踏まえて、いまだ引き続き知見の集積に努めるべきものといたしまして要監視項目として位置付けを得られておるわけでございます。本町としましては、直ちに地下水調査の項目として追加するということは、現状でも考えておりませんが、国県の動向についてはしっかりと注視をして動きに乗り遅れないように対応していきたいと思っております。

また、愛知県への働きかけにつきましては、私どもも昨年度から愛知県のほうに地下水の調査地点の拡充だとかを求めてまいりましたが、現状については何か新しく箇所を増やすだとか、P F A S対策について新しいものを行うという予定はないとの回答を得ております。

今年度におきましては、西三河の担当課長会議のあった際に、私からも県のほうにP F A Sにつきましては話に出ているというところを投げかけさせていただいたところでございます。以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 投げかけたところどのようになつたんでしょうか。伺いたいと思います。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 特に愛知県のほうとしては新しいアクションは現状は考えていないとの回答でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 北名古屋市等では北名古屋市、それから、豊山町では深刻な飲料水の汚染ということで健康被害に対しても調査をするというようなことも出てきている中で、そこまでいっていなくて基準値以内ではあるものの瀬戸市等でも出てきているわけでございます。こうした点で環境課としては、こうした県内の一連のP F A S汚染があるということで、県下の状況というのは掴んでおられるのか。そしてまた、その県下の状況の中で対策として各自治体がどのようにしているのか、やっているのかということで、こうした動きは掴んでおられるのか伺いたいと思います。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 P F A Sの検出につきまして飲料水ということであれば、水道水になるかと思います。私どもとしましては、飲料水の状況については把握はしてございません

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩	午後	1時51分
再開	午後	2時01分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

産業振興課長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

産業振興課長。

産業振興課長 先ほどすみません。廣野委員から言われた答弁のほうに一部漏れがありましたので、お答えをさせていただきます。

昨年度行いました森林経営計画策定業務の成果物配布の件であります。こちらについてはすみません。閲覧のみとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 地下水調査でこの部分は飲料水も含んでるということであったわけでございますけれども、幸田町では災害用の井戸ということで協定を結びながら、災害があったときに飲料水等の提供ができるようにということではあります。そうしたのもここでは地下水調査の中に含まれているのかどうなのか伺いたいと思います。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 地下水調査の中には、毎年調査地点は少しずつ変わってくるんですけれども、利用実態をお聞きしたところ災害井戸のほうに登録をされておられるという方の井戸も含まれております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 災害用の井戸ということで協定を結んでおられるのが60か所ぐらいあつたわけですか。やはり先日のお盆のときの臨時情報等が流れますと、やはり飲料水の確保ということで皆さん焦って水を求めることがあるわけでございます。ですので、やっぱりいつ災害が起こるか分からぬといふことからも、そうした点での調査というものも常日頃行つていただくようにしていただきたいなというふうに思うんですが、その辺はこちらの公害調査事業の中で取り組むんでしょうか。それともほかのところでの対応になるのかお聞かせください。

委員長 SDGs・ゼロカーボン推進担当課長。

SDGs・ゼロカーボン推進担当課長 本町の環境課のほうで実施しております地下水調査につきましては、環境基準項目26項目および有機化合物11項目のほかに、参考として水道水質基準51項目の検査も併せて行わせていただいております。こちらの水道水質基準に適合しなかつた井戸につきましては、可能な限り飲用を避けて生活用水としてお使いいただくように文書で検査結果とともにお送りして、注意喚起をしているところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ですから、災害用の井戸として登録をされているところについては、飲用であれ、生活排水であれ、水が必要な場合があるわけですから、そうした使い方に応じてやっぱり提供できるようにしていくことも大事ではないかなというふうに思いますので、その辺のところをぜひ調査もお願いしたいというふうに思います。

次に、93ページでございます。緑のふるさと協力隊事業負担金についてお尋ねしたいと思います。令和5年度でこの事業が完了したということだと思うんですけども、その効果、それから、再度取り組む考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長 SDGs・ゼロカーボン推進担当課長。

SDGs・ゼロカーボン推進担当課長 今委員に御意見御指摘いただいたとおり、災害時には飲用に使う可能性もあるということでございますので、私ども地下水調査に御協力いただいた御家庭の井戸につきまして、もし水道水質基準等に適合しない項目があつたりした場合は、結果報告書の中で文章に添えて丁寧な結果説明をさせていただきたいこのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今の委員の緑のふるさと協力隊の関係でございますが、こちらのほうの効果ということであります。まず実際にふるさと協力隊の人、幸田町の農家、農業者の体験をしていただいたわけでありますけれど、その農業者の方が比較的高齢の方が多いわけでありますけれども、その農家の方から若い方が来てくれて声をかけていただいたというようなことで大変感謝の声をいただいているというのが現状あります。一応3年間ということで、今回は見送りというんですか。今年度は募集をしなかつたという状況であります。今後についてはすみません。現状では未定ということで回答させていただきます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この緑のふるさと協力隊につきましては、農業関係等での支援、あるいは研修というようなことになるわけでございますが、岡崎市がやっている地域おこし協力隊。この活用というのは幸田町ではできないのかということですけれども、いかがでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 緑の協力隊ではなくて、地域おこし協力隊のことかなというふうに思います  
が、こちらについては岡崎市のはうでは採用されておるというものがあるんですけれど、幸田町においては三大都市圏内、都市地域ということで、都市地域のはうに該当しておるということで、特別交付税の対象外ということでこちらの受入れはできないということを聞いております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 そうしますと、岡崎市ではどこに当てはまるんでしょうか。額田地域があるということで対応できたのかどうなのか。あるいは、まだほかの方法でこの地域おこし協力隊が幸田町のようなちょっとしたプチ田舎ぐらいのところでも利用できるよということをお聞きをしたわけでございますが、その辺のところを研究された経緯があるのかどうかをお伺いしたいなというふうに思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今岡崎市のはうでの対象地域ということではありますが、今言われたとおり額田地区のはうでは対象になるということで伺っております。この受入れに関して補助ですとか、交付金をもらってということを考えると幸田町では無理ということになってしまいますが、幸田町単独で行うということであれば、可能是可能なんですけれど、現状はちょっとすみません。受入れのことまでは検討していないような状況であります。

近隣でもこの地域おこし協力隊のはうについては、岡崎市、西尾市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村などで実施をしておるということで調べてはおります。以上です。

委員長 町長。

町長 この緑のふるさと協力隊事業が私が町村会長やってるときから愛知県の町村会の主要な支援事業でありまして、依頼もあったところから一つ関わったときに、これが4年前ですけれども、今言われましたように地域おこし協力隊につなぎたいなという意欲があったんですけど、担当課長が言ったとおり、幸田町では、対象地域にならないので受入れができないんです。岡崎市は旧額田町があるので受入れのキャパがあるんですけど、幸田町ではトッコウも要らないと。とにかくくださいと言っても無理な地域だということで分かったので、幸田町は地域おこし協力隊は来ていただけないです。地域おこし協力隊は定住してくださるので、またいろいろな事業のメニューを民間のところに働きながら活躍できる場面もあるので、とても汎用性がありますけれど、幸田町ではこの4年間で緑のふるさと協力隊の次に持つて来ようと思いましたけれど、幸田町の地域性で無理ということでした。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この町おこし、地域おこし協力隊につきまして私も視察に行ってまいりました。その中で先ほど町長が言われましたように、やはり民間で就職をしながら定住

をしていくとこういうような手法もあったわけありました。

先ほど西尾市や新城市等でも活用しているよということであった町おこし協力隊。これは対象になるのかどうなのかということでございますが、どちらにいたしましても、そうした外部からの刺激を受けて、そして、幸田町に定住していただくと。こういうようなことをそうした制度の活用ができれば研究していただいて、ぜひ、取り入れていただけたらとお願いしたいというふうに思います。

次に、同じく93ページの就農支援について伺いたいと思います。就農支援研修農園運営費等についてこの中身を詳しくお答えください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 最初の質問のほうです。緑の協力隊のほうについては、農山村貢献活動ということで、この幸田町のほうに貢献するような取組を募集するものであります。

それから、地域地域おこし協力隊のほうについては、どちらかというと移住を目指す取組ということで、幸田町のほうは対象外ということでありますけれど、ちょっと目的が違うのかなというのは感覚的にはあります。幸田町も対象になるということであれば非常に良い制度かなというふうに思うんですが、残念ながら対象外でありますので現状にて御理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、2点目の就労就労支援、就農支援であります。就農支援のほうであります  
がこちらのほうでは27万5,307円を計上しておるものであります。こちらは深溝の東光寺というところでの就農支援ということで、貸し農園を実施しておる内容であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。この就農支援ということで就農支援と同時に新規就農の件でお尋ねしたいというふうに思います。昨年、令和5年度の4月1日から農地の権利移動の制限ということで法律改正が行われました。この農地法の改正によって、新規就農者、農地等の利用を促進するという法律の内容でございます。それで幸田町で新規就農をされる方が2名ずつぐらい毎年ございますか。よそからの移住者の方でやっぱり幸田町で農業をやりたいという方もいるわけです。そうしたときに、この農地法の改正、これが促進になるのかどうなのか。そして、またこの法律の改正によって、これを活用して農地を求めることができたという事例があるかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 新規就農のことでございますが、昨年度は2件ございまして、1件はイチゴ農家の新規就農、それからもう1件が・・・菊だったかなと思いますが、すみません、今資料を探しておりますが、2件の募集があったというような状況であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ですから、農地法の改正によって新規就農の促進ができるようになったということで、昨年、令和5年度この決算年度のときに改正があって4月1日から施行されているわけでございます。それで下限面積要件30アール。これが削除されて廃止をされたということで、新規就農の方も農地を求めやすくなつたと。町内にはやはり勤めながら農業がやりたいというそういう若者もいるわけですが、なかなか農地が見つからないと貸してくれるところもないというようなことで、本当に諦めるという方もいる

わけでございます。私も相談に乗ったことがあるんですけれども、そうしたやはり幸田町の遊休農地もどんどん増えてきている中で、この活用ができたら若者たちが新規就農したいと思っている子たちがいたら、応援できるのではないかというふうに思うんですけれども、そうしたところでのもう少しその辺にも力を入れていただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 新規就農の関係でありますが、就農支援減収事業ということで、先ほど言ったちょっと深溝の東光寺というところに貸し農園のほうがあるわけであります。まずは若手なり、初めて農業をする方を対象としまして、現在12区画があるわけでありますけれど、12画、12名の方その農園を利用して実施をしております。

昨年度まで大草地内のはうにふれあい農園ということでさせていただいておったわけでありますけれど、そちらのはうはちょっとこちらのはうの事情もあり、昨年度いっぱいで終了ということになっておる状況であります。深溝のはうはちょっと面積も大きくして耕作できるようなことで対策をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 環境経済部長。

環境経済部長 委員の言われます農地法、下限面積要件の廃止ということであります。令和5年4月1日から農業経営基盤の強化促進法等の一部を改正する法律というもので、委員が言われますとおり、農地法下限面積が廃止されておるというところであります。30アールということであります。その中で廃止されるということによりまして、家庭菜園程度の小さい農地を新規で取得することや、また空き家などとまとめて売買しようとしている農地の取得ということも可能となったというわけであります。そんな中で大草のふれあい農園、こちらのはうも行政が手ほどきしなくとも、民間人か、個人から個人への農地の移動ができるということから、大きさのはうは廃止しておるという中であります。そんな中でもただ、フリーに土地がすぐ取得できるかというと、そんなところはなくて、例えば、100日以上の農作業が十分できるかとか、ある程度の条件というのがついてるわけであります。そんな中を、条件等をクリアした方が農地がなくても30アールなくても取得でき、農業ができるという状況が確立されたということであります。

まだ1年足らずですので、現状でそういう方というのは、たしかいなかったように、いたらごめんなさいなんですけれど、いないような状況ではあるかと思いますけれど、今後こんなところは町民の方に分かるように説明をしていきながら、農地を取得して農業できるように進めていければいいかなというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 まずは持ち主の理解がないと農地も取得はできないということであります、やはり今遊休農地とあとは高齢化によって農業がやはり守られていないというようなこともあります。

また幸田町内の自給率の確保という点からも、やはり地域で地産地消ができる仕組みづくりの一端にもつながるのではないかというふうに思いますので、ぜひこうした活用し、農地が荒れないように取り組んでいただけたらというふうにいいえ思います。

次に、100ページの交通安全施設費について伺いたいと思います。これは104ページの

中に詳細が載っているわけですが、これ以外に通学路のグリーンベルト設置や区画線の設置これについて伺いたいと思います。

それぞれ区画線や白線等もグリーンベルトもそれぞれやってくださっているんですけども、中にはグリーンベルトも色が消えかかっていたりとか、白線がなかなか見えないし、センターラインも本当に消えかかっていて、生活道路ですよ。危ない状況があります。それをやはり定期的に引き直しをしていただくこういうことができないかということありますけれども、これは例えば、今現在、取り入れられている通報による住民からの通報によって速やかにそれが改善できるそういう仕組みがあるといいなと思うんですが、そのようにできるかどうかお尋ねしたいと思います

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 先ほど農地法改正のポイントという部分で、就農面積のほうが撤廃されたと。

30アールを持っていなくても買う、借りることができますようになつたという制度ということあります。耕作できるかどうかを農業委員会で審査して買うこと、それから、借りることができますということありますので、今後こういったPRのほうはしていきたいというふうに思っております

委員長 土木課長。

土木課長 グリーンベルト区画線のお問合せかと思います。LINEによる通報につきましては、今現在でもガードレールにつきましてはあります。また、LINEの通報の中にはその他という項目がありますので、もしそういう緊急性がある場合はLINEでいただければと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 とりわけ、自転車等の飛び出し等々で、止まれの線が消えかかっていたりすると、本当に出会い頭ってことがよくあるわけ。ですので、やはりこうした優先道路へ出していくときのこうしたとまれの線。この辺のところを交通安全対策として力を入れていただきたいというふうにお願いをして、次に移りたいと思います。

100ページの防災施設費の中で、土砂災害対策についてでございますけれども、先日蒲郡市の土砂災害がございまして、本当に痛ましい事故であったわけでございます。それも指定されていないところでの表層流れみたいなものによる土砂災だったということですが、この幸田町はその土砂災害の指定を受けているところが、163か所あって、土石流が87か所という県の資料からも明らかとなっております。今、急傾斜地の工事を2か所行っているわけですけれども、これをやはり加速できないかということでございますけれども、これは県事業で行うわけでございますので、その辺のところと、あとは住民の理解と合わせてやっていかなければならないわけでございますので、その辺のところ、これから本当に危険度があるところ、優先順位をつけながら促進する、その考えについて伺いたいと思います。

委員長 土木課長。

土木課長 まず区画線、自転車の飛び出しの件につきましてでございます。委員おっしゃるとおり従来はグリーンベルトに重点を置きまして、毎年通学路の点検や要望書の整理を協議する交通安全プログラム会議を愛知県警、教育委員会、愛知県建設部署、そして幸

田町の土木課防災安全課で開催しております。ここで協議されたグリーンベルトについては、せっかくその場で通学路ですのでということで、全て引き直して完了しております。

また令和6年度に新たに出たグリーンベルトを前倒ししますが、令和6年につきましてこの前会議が終わりまして、そこの議題に出たグリーンベルトについても、令和6年度で全て対応させていただきたいと思います。

それプラス令和6年度につきましては、ちょっとフライングになりますが、例年より交通安全予算が安心安全というキーワードが町にありますので、予算増という形になっておりますので、今年につきましては、先の一般質問でちょっと答弁が重複しますが、停止、誘導線。停止線は警察の案件ですので、とまれ。あれは警察案件でございます。道路管理者としては停止誘導線。棒1本ですけれども引くことができますので、棒1本の停止誘導線につきましては、現在200か所以上を目指して、飛び出し注意のための注意喚起ということで200か所以上施行に向けて準備をして、今順次相見地区ですか、最近開院しました三ヶ根クリニックですか、そういった住居、老人が集まるところにつきまして優先的に施工しております。

続きまして、蒲郡市の土砂災害について関係の急傾斜の件でございます。現在委員がおっしゃるとおり町内では2か所、同じく深溝地内で海谷地区と深溝の船山地区。南部中学校の南西東ですか、あたりで工事をやっております。令和6年度で深溝、南中の船山地区には完了予定でございます。石打地区につきましては、今年度より本格的に工事着手というのを先ほど愛知県に確認したところでございます。

そして、何よりも地域の同意と委員おっしゃいましたけれど、確かにここが一番大事で、愛知県の考えは大前提は自分の住居は自分の財産は自分を守るというのが大前提でございますが、一応急傾斜事業につきましては、5件以上ですか、10件以上ですか、そういったものがあるもんですから、ぜひそういった事業を活用してやりたいということで、特に深溝の石打地区につきましては当時の海谷区長が大変事業に対して大変御協力的で、同意書につきましても蒲郡の方を含め、僅か1週間で全ての同意書をいただいたという熱意がありました。その熱意をそのまま愛知県のほうにお伝えしたところすぐに事業化していただき、もう既に説明会終わって工事着手という流れになっております。

また、少しフライングしますが、令和6年度につきましては、今実際順調にいけば、同じく深溝地区になりますがメリーホームの奥。そこについても現在調査に入っていただけるということは、年度当初より県から説明していただきますので、また地元の方の御協力を得ながら、2か所と言わず3か所目着手に向けて要望と地元の方の御協力をお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 船山地区が終わるということで、次の新たなところが始めるということであります。毎年これは2か所ずつでないとできないのかということでございます。これでは遅々として進まない状況であります。その辺のところやはりもう少し県のほうに予算をつけていただいて、やっていくそういう動きというのはないんでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 まず急傾斜事業の現在の愛知県の状況でございます。急傾斜地対策崩壊危険箇所として整備すべき箇所は、愛知県内で2,425か所、そして、整備済みの箇所は530か所整備率としては21.9%でございます。

それに対して幸田町につきましては、今時々追加調査をしておりますが、現在急傾斜地で整備すべき箇所としましては、38か所。そのうち18か所が整備済みという形になっておりますので、まず愛知県内のレベルで言うとまあまあ昔から先輩方の御尽力によりいい数字は出ているかと思いますが、引き続き要望してまいりたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 これは県事業として急傾斜地の防災事業を行うわけでございますが、町としてこの土砂災害の整備。これはできないのかということありますけれども、緊急策としてやはりどうしてものところがある場合は、やはりそうしたのは県任せでなく町としてもやっていくべきではなかろうかと思うんですが、そうした取組をしている山間地域があるかどうかお尋ねしたいというふうに思います。独自ではできないのかということがありますが。

委員長 土木課長。

土木課長 急傾斜事業の県費補助というのがございます。それは一つ要件が緩いもんですから、そういった要件に当てはまれば可能です。今年度幸田町で初めて同じく深溝の舟山地区の一部が愛知県がやる事業に一致しないということから、幸田町が県費補助3割なんですけれども、正直3割をいただいて舟山地区の幸田町がやるべきところということで、初めて幸田町単独で経費補助をいただいて急傾斜地工事を秋頃。今年度に発注予定しております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 そのような手法があるならば、やはり町民の命を守るということからも、ぜひ少しづつでもいいので取り組んでいただくようにお願いしたいと思います。

次にもう一件、最後ですが、町営住宅の家賃。これが滞納という方がございます。そうした滞納の状況を見ますと、これは決算書でございます。決算書の31ページに190万6,221円があるわけですけれども、今現在こうした滞納処理といいますか。その処理はどのようにしておられるのか。お尋ねしたいと思います。

委員長 土木課長。

土木課長 急傾斜地の県費補助につきましては、何分単県、県の補助金メニューでありますので補助率が低いということはありますが、引き続き舟山地区でやってみて、有効具合というか費用対効果を考えて引き続き検討してまいりたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 町営住宅の滞納について、滞納指導についての問い合わせだと思います。滞納者につきましては、本町の場合は、今滞納指導として分納計画だとかそういった形で対峙させていただいて指導をさせていただいているような状況であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 それぞれ分納をしてきて納められているということであるわけですが

ども、その中で滞納繰越分がさらにできてくるということもあるわけでございます。

そうした点におきまして入居者の状況を見ながら、これは所得に応じての家賃というのが決まるわけでございますので、その辺のところをやっぱり相談に乗りながら、やつていただきたいというふうに思うんですけども、家賃の変更をするとか、そのような手立てというのができるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 町営住宅のお家賃については前年度の収益に関して家賃が決まっていくものであります。昨今の滞納状況の聞き取りの中では、今コロナが一定落ち着いた状況でありますけれども、そういう状況の中で皆さん方の生活環境、また就労関係の関係で収益が少し減ったとか、状況が変わってきたということもお聞きして中で、そういう家賃の滞納が少しずつちょっと増えている状況も見られるというふうに推測もされます。そういう中で家賃は前年度の収益に関して改定をしていくものではありますけれども、それによって家賃の支払いが滞ることがないように、その状況も一つ一つに相談をさせていただきながらきめ細やかなそういう分納計画というものを立ててお願いをしてる状況であります。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 89ページの清掃総務費。ここに不法投棄回収職員を2人から4人に増やしたという経緯が書いてあります。これはなぜ増やす必要があったのかを確認いたします。

委員長 環境課長。

環境課長 不法投棄物回収職員の業務についての御質問であります。幸田町クリーンパトロール事業実施要綱によって設置され業務が定められております。この中に人数の定めはありません。令和5年からそれまで2名体制で実施しておりましたクリーンパトロール従事者を4名にさせていただいた理由につきましては、地域から寄せられる不法投棄の回収。それから、地元区長からお申出のあった御要望のありますごみの回収などになかなか手が回らないというような状況が実際にあります4名にさせていただいたという経過があります。令和5年から4名にさせていただいたわけですが、その2名増員させていただいた際に、女性を2名雇用させていただきまして、広くまた違った目でその本町の環境美化、それから、不法投棄の回収などの業務を実施できるように工夫をして進めておるところであります。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 以前よりもそういう不法投棄が増えたとか、そういうごみの状況が悪くなつたからその対応にどうも人手が要るという解釈でよろしいですか。いろいろと今までそういうごみの問題でずっと積み重ねた経緯があるわけで、そういう面でまた元に戻ってしまう状況が起きているのか、となればやはりその辺のごみのそういう対策といいますか、住民の皆さんに協力を願う。また新たなアピールの仕方というのが必要になってくると思うし、その辺のところがちょっと心配ですので再度確認いたします。

委員長 環境課長。

環境課長 地域のごみの分別ステーションであつたりとか、ごみが捨てられやすい場所であるとか、そういうところがどうしてもできてしまう。ステーションのみまわりに家財

道具が捨てられてしまったりとか、そういうことがあるわけであります。そうしたところを私たちクリーンパトロールの事業を使いまして重点的に巡回監視回収等をしたりですとか、先ほどから重複しますけれども、区長からの御要望、これをまず第一に考えておりますので、そういったところをしっかりと対応させていただいておるところであります。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 そういった面で要望が多いということであります。いずれにしましても、地区によっては直っているところもあるし、またひどくなっているところもありますので、再度そういったごみの問題は啓発活動をしっかりとお願いしたいと思います。

その次に、90ページの塵かい処理費の中で生ごみ堆肥化の事業。これは前から里区で得られてると思うんですけれども、この堆肥化。私は非常にごみ減量にはいいかなと思うんですけれども、ただ、いろいろ前にもよそへ行って聞いたことがあるんですけれども、堆肥にした肥料がなかなか上手に処理されないと困るしというその辺の循環の問題もあってという話も聞いたことがあります。今里区内だけで1か所ですか。あれもやってるの。それを今後もいっぱいなのか。それとも今後増やしていくことを考えてみえるのか、その辺の対応をお聞かせください。

委員長 環境課長。

環境課長 まずごみに関する内容であります。ごみに関する啓発、ごみ捨て関係ですとか、そういったところの啓発につきましては、分別ステーションの朝の巡回ですとか、プラスチック類の分別の方法ですとか、様々な場面で啓発活動。様々な資材を使った啓発活動を取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、こちらにつきましてはよろしくお願いしたいと思います。

それから、里区で実施していただいている生ごみ堆肥化処理事業であります。こちらにつきましては、令和5年度実績で、約2トン2,154キロを搬入されて、堆肥として770キロ搬出されておるというふうな御報告をいただいております。その堆肥につきましても、ちょっと私の知識が甘いかもしれませんけれど、地域の中で使っていたいしていると。家庭菜園ですか、そういった花を栽培していただいている中で御利用いただいているというふうに聞いております。この事業につきましては平成11年生ごみ堆肥化処理実験実施事業というふうにやったというふうな記録が残っております。当時は6地区で初めて、最終的に現在里区でやっていただいているところであります。私どもにとりましても、その2トンの生ごみの処理というのは大変重要なものと考えております。どうしても生ごみは水気の多さから重量ばかり多くてもうどうしようもないというところがあります。これは本当に減らしたい。私たちとしては本当に生ごみ対策というのは個別にやっていかなければならぬところであるというふうに考えておるところであります。

ただ、この過去に戻ってもう一回この事業をやるかというと、なかなかそういうわけにはまいりませんので、また新たな枠組みでこういった生ごみの対策を考えまして、また御意見いただきながら事業の構築といいますか、させていただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 これは生ごみはやはり人が生活する上においては永遠のテーマかなと思います。そういった面でいろんな角度から考えていく。これは皆さんの知恵を借りてやることだと思いますので、どんどんそういった啓発活動をやっていただきて、少しでもごみが減るように努力すべきだなということを改めて思いました。

次に、移ります。94ページの農業振興費の中で、国営矢作川総合農業水利事業というのがあります。これ農水のことだということで最近桐山で漏水、芦谷も管の破裂がありました。この芦谷の場合はもう2年ぐらい前に同じようなところで現実に起きております。そういった意味でこれは今後どういうような対策をされるのか。やはり老朽化しているというのが目に見えてるわけで、やっぱり早急に今の配管を全部直すというとえらいことになるんですけども、やはり一つ一つ順次追ってやって取替えをやってもらうなり、これはしてもらわんとまた同じような事故がどんどん起きるわけですので、その辺の今後の計画をお聞きいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 御質問の国営矢作川総合農業水利事業のほうであります、こちらについては言われたとおり農水管の管理関係も含まれております。今ご質問のありました漏水の関係、先々月ですが、7月26日に芦谷山ノ田地内のところで漏水。こちらFRPM管の900ミリのもので1979年の接続ということで約45年が経過しておるものであります。その後通水してから2週間後になりますけれど、8月10日には桐山琴沢地内のほうでまた漏水ということで、こちらについてはPC管の800ミリということであります。こちらも約40年が経過をしておりまして、実はこの幸田町内の農水管のほうが全体的に40年から60年が経過しておるというような状況であります。

今回の漏水はということではないんですけど、ここ最近10年間で13回の漏水が発生しておるという状況もありますので、実は今度この令和9年度から順次更新をしていくというような予定ではあったわけでありますけれども、ちょっと令和9年まで待っておれないこともありますので、国に対して早急な要望活動を今後実施していく予定でありますのでよろしくお願ひいたします。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 ぜひ、そういった破裂のないようにまたそういった工事。莫大な計画と時間がかかると思います。そういった意味で国の援助をいただきながら、少しでも早く改修ができるようお願いしたいと思います。

次に、移ります。観光事業96ページ、観光事業の中の一つ、三河町村観光交流宿泊施設利用助成というのがあります。これは幸田町と奥三河三町村の交流ということで行われているわけですけれども、実際に宿泊利用者ほどのぐらいあったのかまずお聞きいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 三河町村交流宿泊施設の利用状況ということであります。昨年の令和5年でありますけれど、令和5年度においては7月18日から令和6年の3月31日までの利用ということで全部で申請件数は133件、大人でいきますと306名、子どもが79名ということ

で助成金額については140万2,500円の利用であったという状況であります。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 ありがとうございます。ある程度皆さんも奥三河には関心を持ってみえるなというのは分かるわけですけれども、それとは逆に、幸田町に来ていただく。幸田町で楽しんでいただけるそういう形のものは企画されてないでしょうか。お伺いいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 確かに委員のおっしゃるとおり、一方通行ではないですけれど、幸田町から三河町村のほうへ伺うためにある助成ということで、逆のパターンの相手からこの幸田町にくるというものの支援という部分は現状今ないような状況であります。この幸田町に残念ながらちょっと宿泊施設がないという部分もあるかと思うんですけれど、相手方の都合もあり、支援、こちらに来るメリットという部分はないというような状況であることは把握はしておりますが、何とかその声をかけていただくように協力していただくように依頼はしております。

委員長 ここで、途中でありますが、10分間休憩といたします。

休憩	午後	2時51分
再開	午後	3時01分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 もう一点、最後にお聞きして次に移りたいと思います。

いずれにしましても、幸田町にも来ていただいて楽しんでいただく、またそういうところでお金を落としていただくというのもやはり町の発展のために大事かなと思います。そこでやはり今一番私も気にしてるところは、やっぱり幸田町の中には飲食店がなかなか発展しない状況があるのではないかと思うし、またそういう面でそういう事業をやる方にもやっぱり協力していただいて、何とか発展をお願いしたいなと思うわけです。今度、荻谷地区の区画整理事業もあります。そこに商業施設というのもあります。そういう面では皆さん、よそから来ても楽しんでもらえる。あるいは、そういう食事もして楽しんでいただく。ちょっとの時間でもいいので過ごしてもらうというそんなようないろんなまちづくりの中に工夫を加えていただきたいと思いますので、その辺のお考えをお聞きいたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 すみません。先ほど私の答弁のほうで利用期間のほうが3月31日までというふうに答えたかもしれません、2月29日までのものでありますのでちょっと訂正させていただきます。

それから、今ご質問の交流の案件であります、今回のこの取組については、令和3年3月に、三河町村広域交流協定ということで協定締結を結んだことによる取組の中の一つであります。コロナ禍によって外出できなかった町民に対する支援というのが主ではありますが、この宿泊のみにかかわらず、道の駅での交流も行っておりまして、三河町村の方々に幸田町の道の駅、「筆柿の里・幸田」道の駅のほうに来ていただき、そこ

で出店をしていただくというような取組もやっております。

それから、今年は逆に幸田の方に感謝されたということも含めて、豊根村でのとあるホテルについて、幸田町の方が宿泊した場合については、さらに値引きしますというようなことの取組もやっていただいております。先ほど言った宿泊施設が少ない幸田町においてという部分もあるんですけど、道の駅での交流ですとか、それから、逆に3市町村のほうが幸田町のために割引をしてくれるそういったこともありますので、この取組についてはある程度成功しておるものかなというふうには思っております。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 ありがとうございます。今のお話を聞いて安心しました。やはり幸田町の道の駅というのも一つの目玉として知られていると。また、奥三河のほうに行ったときには、プラス歓迎をいただいていることでやはりこういった3町村との関わり合いをもっともっと深めて、お互いに発展していただくことを願って次の質問に移ります。

最後ですけれども、106ページの危険空き家解体工事費用の補助で1件出ております。これは危険な空き家が今現在、幸田町にどのぐらいあるのか。まずお聞きいたします。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 現在、本町の空き家につきまして何件あるかという御質問であろうかと思います。少し平成30年に実施した住宅土地統計調査の資料による件数という形にはなってしまいますが、本町の住宅は1万5,000戸ということで、このうち空き家は1,030戸という戸数となっております。この1,030の戸数の中には、二次的というか、賃貸用、また売却用の住宅、そういうものが含まれてはおりますけれども、実質本当に空き家というものはこの中の500戸ということになっております。以上です。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 外見上はある程度いいなと思っても、実際中に入ってみるとこれはというのが現実あります。実は、私の家のお隣も一つ、一軒空き家がってたまたまちょっと縁があって中に入る機会がありまして、中に入ってみたら、外はまあまあ使えるかなと思ったら中は実際にはもう床はふわふわでちょっと歩いたら落ちそうな感じというのが現状で、これもやっぱり一つの危険な空き家ではないかなという思いがしたわけです。

ですから、そういう意味で外見と中身というのはまた違う部分ありますし、日本の木造家屋は、やはり人が住んでないとどんどん痛むのが早いし、そういう面でその辺傾いてくるから危険な空き家ではなくて、やはりある程度全然住まないで年数がたてば、私は危険な空き家だなというふうに思います。そういう意味で、これからもそういう危険な空き家になる前のそういう前に空き家バンクですか。そういうような登録をして少しでも多くの方がそういった幸田に移住する方等にあっせんして、そういうところを紹介できるようなシステムができればなということを改めて思いますので、その辺のお考えはどうでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 空き家に対する対策ということであると思います。空き家につきましては、当然危険空き家という形でそれ自体の老朽化とか、そういうこともありますけれども、防犯また火災だとかといったその危険性もはらんでおるような状況としてはある状況

となります。そういったことで、今委員おっしゃるとおり空き家バンク等の登録の促進だとか。今補助金で挙がっている除去。空き屋が1年以上ということになっているものが対象になっておりますけれども、そういった状況だとか、それぞれ空き家に対する相談というか、実施しておりますので、そういったものを御案内させていただきながら空き家に対する対策を推進していきたいというふうに思っております。以上です。

委員長 12番、稻吉君。

12番稻吉照夫君 ありがとうございます。いずれにしましても、使えるうちに早く使ってもらえるようなアピールをどんどんしていただくことをお願いして、壊すというのもまた別な労力がいるし、また別な資金も要りますので、有効に使うことを大いにPRしていただくことをお願いして質問は終わります。

委員長 7番、田境君。

7番田境 育君 私からちょっと補足という確認でさせていただきます。環境経済部に係るところで施策成果の説明書の87ページをお願いしたいと思います。

先ほどゼロカーボンのところで質問があった内容の補足になります。新エネルギーシステム設置等補助金が今回は114件の結果であったという決算になっております。これ先ほどの答弁ですと、拡充に努めていくという課題ですとか、エネファームの導入をしていきたいし、Jクレジットの関係も販売をしていくよう新しい取組をしていくというふうに伺いました。実際に補助金の今の中の申請の傾向ですとか、課題だけ、いま一度教えてください。お願いします。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 新エネルギーシステム設置費補助金についての申請の傾向につきましては、災害への備えや卒F I T後の自家消費を見越したものとして蓄電池の申請件数のほうが非常に増加しております。蓄電池単体では昨年度よりも9件増加いたしまして過去最高の61件となってございます。

また一体的導入においても、太陽光発電システムとヒムスと蓄電池の組合せの申請件数は15件となっておりまして、こちらも一体的導入の申請件数の大半を占めている状況でございます。

課題といたしましては、愛知県が住宅用の地球温暖化対策設備の導入促進補助金。こちらは町の補助金の財源となっているものでございますが、こちらにおいて蓄電池導入に対する補助額の拡大を現在進めております。県との協調補助を幸田町も実施をする立場でございますので、次年度以降、蓄電池に対する補助金額の増額等も検討しているところでございます。

あとエネファームにつきましては、若干申請が伸び悩んでいる状況でございまして、Jクレジット化こういった新しい取組を進めていくことによって、導入の件数が増えればますますゼロカーボンシティの拡充に勢いがつくのではないかと考えております。以上です。

委員長 7番、田境君。

7番田境 育君 蓄電池が今キーワードになってるんだろうなということでした。ぜひ進めるということですので、これはお願いしていくべきだなと思いました。

次に、その下に書かれております次世代自動車購入費補助金52件であります。これは前から大分進めていただいている内容ですが、こちらについても今の申請の傾向ですか課題を教えてください。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 次世代自動車購入費補助金についてでございます。

申請の傾向といたしましては、軽自動車規格日産のサクラであったり、三菱のe k クロスこういったものでございますが、軽自動車規格の電気自動車の普及が進んでおりまして、昨年度の電気自動車、この次世代自動車購入費補助金52件のうち電気自動車の申請が27件と半分以上を占めている状態でございます。こちらは前年度より10件の増加となっております。

令和6年度予算においては、軽自動車規格の電気自動車補助金の上限額を10万円から5万円に引き下げるによりまして、需要のほうに対応をしていきたいということで、今年度は令和6年度予算については補助金額を引き下げた対応してございます。課題といたしましては、申請者の内訳が個人が48件、事業者が4件となっておりまして、そのほとんどが個人になっているわけです。それによりまして事業者による申請が少ない状況となっておりまして、次年度以降ではリース契約による車両についても補助対象とすることを検討しております、事業者にとってもより使い勝手の良い補助制度となるよう検討を進めているところでございます。以上です。

委員長 7番、田境君。

7番田境 肇君 先ほどのゼロカーボンシティところではEVの充電器の促進ですとかも入ってますし、今回だと事業者に対してリース契約も補助対象にして促進を図っていくということで、インフラとそのものを利用してもらうという方向性を持っていくということだと思いました。ぜひこちらもゼロカーボンに向けて必要性がありますので、着実に進めていただかうという表現だと思いますが、推進をお願いしたいと思います。

それから、最後の質問です。その下の環境保全等の取組推進事業に書かれております環境学習講座。これは今回の深溝小学校と中央小学校でやられておりますが、こちらの詳細について教えてください。

委員長 S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長。

S D G s ・ゼロカーボン推進担当課長 新エネルギーシステム設置費補助金と次世代自動車の購入費補助金につきましては、本町の脱炭素化政策の大きな2本の柱となっておりますので、引き続き拡大に努めてまいりたいと思っております。

次に、環境学習講座についての御質問でございます。こちらの環境学習講座につきましては、県のあいち森と緑づくり環境活動学習推進事業交付金を活用して実施しているものでございます。毎年、小学校2校の4年生を対象に講師の方を派遣いたしまして、子どもたちにゲーム感覚で楽しみながら環境問題を考えもらおうという趣旨のものでございます。1講座は90分、令和5年におきましては、深溝小学校でエコライフすごろく体験から考える私たちにできること。中央小学校では、私たちにできる省エネという講座を開催いたしまして、環境省認定の環境カウンセラーを講師といたしまして、地球温暖化や省エネ、ごみの削減など、すごろくやクイズ形式で学んでいただいていただい

たところでございます。以上です。

委員長 7番、田境君。

7番田境 肇君 内容につきましては理解をしました。先日の子ども会議のときでも、中学生、高校生からすればやはりいろいろな考えも持たれていますし、こういった若いときから順番にこういった講座を遊びながら、楽しく学ぶというのはすごく重要なことだと思いますので、順番にやっていただけていますので、ぜひ継続していただいて、ゼロカーボンシティも含めて達成に向けた活動に取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、以上で、福祉産業建設委員会の所管に係る認定議案第1号議案の質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩といたします。

環境経済部建設部の部課長は退席し、認定議案第3号から認定議案第8号までを所管する部課長の出席を求めます。

休憩	午後	3時17分
再開	午後	3時20分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 施策の成果、149ページでございますが、歳入についてお伺いをいたします。この中の国民健康保険税の概要ということで載っておりますが、令和5年度につきましては、不納欠損が341万9,000円。そして、収入未済額につきましては、1億1,410万9,000円というふうになっております。このように滞納が多くなってきていると。今まで滞納につきましては大体5,000万円で推移をしていたところが、この滞納繰越がもう既にその半分以上を占めてきていると。現年分よりも既に滞納繰越分がそれ以上を占めてくるようなこういう状況というのをどのように見られているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 過去に比べて現在の滞納繰越、こちらのほうが増加しているということは把握の方をしております。こちらの税の納付についてですけれども、税務課と協力をして納付に努めてまいりたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この滞納繰越の中で国保税の滞納処分、この状況は他に比べると、国保のほうが多くなってきている状況になるわけでございます。これはどういうことが原因かというそういう調査をしたことがあるかどうかをお尋ねするものでありますけれども、この令和5年度におきましては、限度額は国保税の限度額は104万円に上ってきております。そういう状況の中で本当に高くて払えない状況が今ずっと続いているのではないかと思うわけでありますけれども、その状況というのはどのような状況だと思っておられるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和5年度、令和6年3月末の状況ですけれども、滞納世帯の内訳を調べてみました。未納がある世帯の状況を調べてみました。未納世帯で99件世帯があったんですけども、所得はゼロ円が18世帯というのもありますけれども、そのほかにも400万円から500万円の世帯、700万円から800万円世帯というふうにまばらに見てとれます。

ちなみに、200万円以下の世帯が累計で51.5%ということで、やはり低所得者に滞納が多いということが把握をしておりますけれども、全体的に滞納があるということで、所得の多い人については納税の意識が薄い方がいらっしゃるのかなと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 200万円以下の所得の世帯が51.5%と。やはり低所得者減免。これは7割、5割、2割軽減というのはございますけれども、ここの中に当てはまって軽減をしてもなおかつ未払いという状況なんでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 申し訳ございません。そこの分析につきましてはまだいたしておりませんので、申し訳ございませんでした。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 いずれにいたしましても、本当に低所得世帯には大きな負担となっている国保税だということが言えることができます。

次に、未就学児に係る均等割。これが5割軽減されたわけでございますけれども、これを18歳までに拡大する考えというのをお尋ねしたいと思います。それと同時に子育て支援としての均等割の廃止。この考えはいかがなんでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 子ども均等割につきましては、令和5年度末の時点で、例えば18歳以下の均等割を廃止にするといった案件でありますと、さらにその減収が1,144万3,000円。こちらの減収が見込まれます。税収における影響額のほうが課題でありまして、また県内においては、まだそこの18歳までの均等割を全額免除なんですけれども、そちらを実地している自治体はないことから、現在のところはそこまでの施策は考えておりません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 次に、今県下統一の国民健康保険ということで進んでいるわけでありますけれども、今県下で6年目の年になるわけでありますよね。国保税が県単位化になって。それが令和十何年までにこれを一本化するというような状況があるのか。現在の動きについてお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 国は県内であればどこに住んでいても同じ世帯構成、同じ所得水準であれば同じ保険料となる。保険料の完全統一、こちらのほうを目指しております。令和5年10月に策定されました保険料水準統一化加速化プラン、こちらのほうがさらに令和6年6月に改定をして、その中で令和15年までに移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年までの移行を目標ということに明記されております。愛知県の国民健康保険運営方針では、完全統一を将来に見据え令和11年度までに一定の結論を出すということで令

和6年度からの運営方針を取り決めております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 大阪府が全て府下統一ということになって、そして、国民健康保険料が一斉に大きく上がったということが報道をされておりました。この県下統一、どこにいてもどの地域に住んでいても同じ状況の中で保険料は同じということになれば、今現在、低所得者層にとっては本当に払いたくても払えない国保税になっているのに、それがますます払えない国保税になるのではないかということが懸念されるわけですが、そうしたことでもやはり県の会議の中できちんと主張もしていただけたらというふうに思います。

次に、保険証の関係で伺いたいと思います。今年の12月2日から国民健康保険証が、現行の保険証が廃止ということになるわけでございますけれども、これについて現行保険証は存続をということ。私どもは反対をしているわけでございますけれども、現在担当としてはどのように対応していくおつもりがあるのかお尋ねしたいと思います。

今現在、保険証が交付されているのが来年の8月31日までということで現行の保険証はそのまま使えると思っておりますけれども、その辺のところはその後はどうなるのか伺いたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 法改正によりまして、現在の被保険者証。こちらのほうが令和6年12月2日から交付ができなくなる、保険証廃止ということになりました。後期高齢の被保険者の保険証につきましては、7月31日までなんですかけれども、国民健康保険の被保険者証、こちらの有効期限につきましては、令和7年12月1日まで法が認める最大の有効期限を設けております。こちらはもし令和6年12月2日、これから保険証はもう発行ができなくなりますので、例えば、保険証をなくしてしまった、そういう方につきましては、資格確認書を発行いたします。ただし、マイナ保険証、マイナンバーカードの保険証利用を登録した方、既に利用登録をされている方につきましては、マイナ保険証をお使いいただくということで、保険証が発行できなくなるというものになっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 マイナ保険証に一本化するということありますけれども、しかしながらまだまだこの現在の保険証は使えるということでやっぱり混乱しないようにPRもしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、日程議案第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について発言を許します。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい

て、発言を許します。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君

介護認定についてお聞きをしたいというふうに思います。突然、倒れて、それから病院に入り、そして今度は認定を受けるということになった場合、この申請をして認定が下りるまで、本来、介護保険法では30日以内というふうに定められております。ところが実際はもう1か月以上かかってしまって、なかなか介護保険が使えない。必要に迫られているのに保険が受けられないというこういう状況が出てきているわけですから、本来、法に照らしてみるとおかしいんではないんですか。やはりこの認定業務はどのようにになっているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 介護認定に関して、介護保険法に基づきまして委員おっしゃるとおり30日以内での決定通知というところがございます。実情でございますが、これは令和5年4月から9月に関するこのこれ調査になりますけれども、幸田町で約40日の時間を要しておるというような状況であります。認定業務におきましては、認定調査員を4名配置いたしまして1週間のうち4日間調査に出向いて1日は入力作業等を行うというような体制を取らせていただいております。

その中で少し時間がかかってしまっている要因といたしましては、一つは申請者が集中する期間というものがどうしてもございます。特に長期休暇計になりますけれども、そこで御夫婦でお越しになつたりして、どうしても日程調整等にも時間がかかってしまい、今1か月を要してしまうというようなケースもございます。中にはキャンセルされるような方もお見えになるので、そういう空いたところに新規の方だとか、お急ぎの方もお見えになるので、そういうところで工夫はさせていただいているというような状況でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 介護保険法で定められている30日以内というものをクリアするには、どのようにしていったらいいのかということありますけれども、その対策はどのようにする考えがありますでしょうか伺います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今現在、どうしても調査に出られる件数というものが限られておりますので、そういうところに関しましては、調査員の増加というところが一つ考えられるということであります。それと岡崎市になりますけれども、認定調査にデジタル化ということで端末を持ってやっているということで、1日当たり3件ぐらい出られるよというようなお話を聞いております。そういうところデジタル化を取り入れるというところも含めて今先行事例を勉強させていただいているところであります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 本当に認定が下りないとなかなか介護が受けられないということで在宅で介護するには限度があるということで、本当に深刻な状況も出てきているわけでございます。ぜひ、この30日以内に認定が受けられるその体制づくりをよろしくお願いした

いと思います。以上で終わります。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分および決算認定について、発言を許します。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今農業用水のほうで漏水問題が大きく発覚しておるわけでございますが、水道管に至っては老朽化もいろいろと言われている中で、荻地域で確かに漏水が起きたことがございますけれども、その辺のところで水道事業として漏水管の更新ということの計画はどのように進める考えがあるかお尋ねしたいと思います。

委員長 水道課長。

水道課長 老朽管の布設替えについてということ御質問だと思います。幸田町におきまして荻地区に一時期漏水が多かったということで荻地区というのが大草の配水池がありまして、そちらのほうから荻のほうに100ミリの塩化ビニール管で行っているわけなんですねけれども、それを昨年度までずっと布設替えをずっとしてまいりましたで、今年度の話はあれですけれども、荻の郷中をまだ一部やれてないところがありますので、布設替えをいたします。

今後の布設替えの方針でございますけれども、まずは初めに創設のときに永野配水池から各しもじものほうに流している基幹となるような太い配水管を今まで主に布設替えを行ってまいりました。こちらもほぼほぼ今年度で終わりになってまいります。今後につきましては、片送りで一方通行で各村々のほうに特に調整区域が多いですけれども行っている片送りの特に塩化ビニールの管路。こちらを重点的に布設替えをしていきたいと。新しく何て言いますか。市街化区域の町場の中はどちらかというと管路がループしておるもんですから、仮に漏水があったとしてもほかのところからバルブを止めて全町ということにはなりにくいと思いますが、ちょっと一個一個の村を出していいかどうか分かりませんけれども、須美ですか、桐山ですか、逆川ですか、ああいうようなところはもう一本の管でいっているものですから、そういうような管を今後は耐震化に布設替えをするという形で整備をしてまいりたいとこのように思っております。以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今の、答弁を聞いておりますと周辺部のほうを先に老朽管の布設替えを行っていくという計画で進めるというようなことが伺えたわけでございますが、これは水道の計画に基づいて行うということなんでしょうか。

委員長 水道課長。

水道課長 その前段でもう1個申し上げなければいけなかったことが、昨年度までですけれども、平成21年から令和5年にかけて、幸田町内の基幹となる避難所に対して、重要給水施設管路整備というような形で、これは国。実際は県ですけれども、県の補助をいただきまして本当に基幹となる避難所への耐震管の敷設というのが一段落したと。終わったというような状況でございます。そうすると、次は町としての計画として大きな避難所とかもないけれども、陸の孤島となってしまう可能性があるところを中心に整備をしていくというような形で水道としては考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

これから上程議案8件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

[14番 丸山千代子君 登壇]

14番丸山千代子君 それでは、本会議で詳しくは述べさせていただきますが、基本的なことを述べて反対討論としてまいります。

令和5年度決算についての反対討論でございます。認定1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和5年度は町長が2期目の年となり、積極的に事業を進める。体力あるうちに戦略的に重点的に投資をしていく、一歩進めると意欲的に基金の16億円近い繰入れを行ってまいりました。

結果は、財政調整基金12億7,100万円の繰入を取りやめ、不用額は9億8,000万円を出すなど、予算編成に当たっての財政運営が定まっていないと指摘できるものであったと私は思います。歳入については法人町民税の法人税割の一部国税化の影響は、財政運営にも大きな影響を与えるものであります。10億円以上の大企業に応分の負担として制限税率までの課税を実施すれば、新たに1億9,700万円の自主財源確保できることが分かりました。この際、制限税率の上限まで課税すべきであります。

ふるさと寄附金は安定財源ではないことが補正で引き上げ、そして計上したものの達成しなかったことからもよく分かったと思います。ふるさと寄附金の使い道は十分に検討すべきであります。

積極的に住民の足を守り、福祉教育の充実を目指しての事業は評価をするものであります。コロナ禍や物価高騰で苦しんでいる高齢者の宅配給食の引上げは血も涙もないものと言えます。マイナンバー活用の推進については、デジタル庁が進めるマイナンバ

一カード取得促進、マイナンバー関連の取組などが加速をしていますが、サービス向上と合わせて個人情報の漏えいなどが危惧されます。性急な実施には反対であります。地方自治体の目的であります。福祉の増進を図ることを求め、反対討論といたします。

認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険が都道府県化され6年目、県下統一の保険税へと進められており、今では払いたくても払えない国保税になっております。限度額は104万円に上っております。収入の1割を国保税で占めることは滞納が増えるばかりであります。2022年度から未就学児に係る均等割が2分の1半減されましたが、18歳までの拡大を求めるさらに子育て支援としては、均等割の廃止を求めるものであります。

県による納付金を集めるために必要な保険税の水準とする標準保険料率はますますの引上げとなるもので反対であります。そして、今年12月2日に保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化することに反対し、現行保険証は存続すべきと主張し、反対討論といたします。

認定4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。2年度ごとに改定し、引き上げられる後期高齢者医療の保険料。そして窓口2割負担の強化は、年金生活の高齢者を医療から遠ざけるものであります。何より75歳という年齢で別の保険制度へと追いやり、負担強化と差別の後期高齢者医療制度に対して反対するものであります。

認定5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。介護保険は3年ごとの改定で、第8期の3年目となりました。総合事業の導入によって、安心して介護が受けられる状況からほど遠く、介護保険サービス外しが行われています。介護認定業務が30日以内に行うように改善を求めて反対討論といたします。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

委員長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決の方法は起立によって行います。

まず、認定議案第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって認定議案第2号は認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分および決算認定についてを原案のとおり可決および認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第7号は可決および認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定についてを原案の

とおり認定することに賛成の方は 起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第8号は認定すべきものと決しました。

以上をもって本委員会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については私に御一任願いたいと思います。

ただいまの結果は9月25日の本会議で報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これにて、決算特別委員会を閉会いたします。

長時間御審議、御苦労さまでした。これにて散会といたします。

閉会 午後 3時55分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和6年9月12日

決算特別委員会

委員長